

# ・交付申請並びに事業実績報告書を同時提出する場合の作成方法について

(様式第5号)

環境大臣 殿

令和

①  
文書番号  
年 月 日

市 町 村

②  
長

## 令和<sup>③</sup>年度災害等廃棄物処理事業費補助金の交付申請並びに事業実績報告書

災害等廃棄物処理事業費補助金交付要綱第8条の規定により、標記補助金の交付及び実績を別紙関係書類を添えて次のとおり申請する。

④  
精算交付申請額 金 7,469,000 円

(説明書類)

- |                  |        |
|------------------|--------|
| 1. 事業完了報告書       |        |
| 2. 収支精算書         | 別表 (1) |
| 3. 事業費財源精算調書     | 別表 (2) |
| 4. 国庫補助金受入額調書    | 別表 (3) |
| 5. 事業に伴う収入控除額明細書 | 別表 (4) |
| 6. 事業費支出済額明細書    | 別表 (5) |

} 様式第11号に準じて記載すること

(添付書類)

1. 歳入歳出予算決算書(又は見込書)抄本
2. 請負又は委託事業のある場合は契約書、完了検査書等の写
3. その他参考となる資料

【精算交付申請書 1】

1. 記載事項

①文書番号、年月日

事業が完了した日から1ヶ月以内、または3月末いずれか早いほうの日付を記載すること。(3月末を待たずに、出来る限り早く提出いただけると幸いです。)

②市町村長

③年度

④精算交付申請額

別表(1) 収支精算書の「国庫補助受入又は見込額 (H)」、別表(2) 事業費財源精算調書の「国庫補助額」と一致させること。

2. 注意事項

実績報告書の説明書類及び添付書類については、規定の様式を用いて作成すること。

書類の種類	様式	備考
事業完了報告書	別紙(2) 別記	記載については、事業計画説明書を参照すること。ただし、完了報告書のため、記載内容に留意すること。(事業計画説明書のコピーは不可。)
収支精算書	別表(1)	
事業費財源精算調書	別表(2)	記載方法については、【実績報告書3】を参照。
国庫補助金受入額調書	別表(3)	記載方法については、【実績報告書3】を参照。
事業に伴う収入控除額明細書	別表(4)	記載方法については、【実績報告書3】を参照。
事業費支出済額明細書	別表(5)	記載方法については、【実績報告書4】を参照。
歳入歳出予算議決書(又は見込書)抄本	任意	<ul style="list-style-type: none"> <li>・摘要欄等を設けて災害等廃棄物処理事業費に係る決算額を明記すること。</li> <li>・なお、日付については実績報告書(同日含む)以前とする。</li> </ul>
請負又は委託事業のある場合は契約書写	任意	<ul style="list-style-type: none"> <li>・根拠資料については、実績額が確認できる資料を添付すること。原則、完了報告書・検査調書・請求書・支出命令書とするが、実績報告書提出時に支払が完了していない場合には、支出命令書は添付不要とする。</li> <li>・なお、日付については実績報告書(同日含む)以前とする。</li> </ul>

別表(1)

収 支 精 算 書

総支出 済 額 (A)	寄付金 その他の 収入額 (B)	差引額 (A)-(B) =(C)	実 支 出 額 (D)	国 庫 補 助 基本額 (E)	国 庫 補 助 所要額 (E)×1/2 (F)	国庫補 助交付 決定額 (G)	国庫補 助受入 又は 見込額 (H)	差 引 過 △不足額 (G)-(H)	備 考
円 18,640,000	円 350,000	円 18,290,000	円 18,290,000	円 14,938,000	円 7,469,000	円 7,469,000	円 7,469,000	円 0	

⑥⑦⑧

精算交付申請においては、(F) (G) (H) は同額。

⑨

申請額=精算額なので、差引額は「0」。

## 【精算交付申請書 2】

### 1. 記載事項

(事業費支出済額明細書・別表(5))

① 総支出済額 (A)

事業の実施にあたり、単独事業を含む一切の金額を記載すること。  
別表(2) 事業費財源精算調書の「総事業費」、歳入歳出予算議決書(又は見込書)抄本の当該事業に係る歳出金額と一致させること。  
なお、し尿処理、ごみ処理、漂着ごみ処理のうち2つ以上の区分がある場合においても、合算した金額を記載すること。

② 寄附金その他の収入額 (B)

本事業のための寄附金、金属売却益等の収入がある場合には、その収入額を記載すること。  
別表(2) 事業費財源精算調書、別表(4) 事業に伴う収入控除額明細書、別表(5) 事業費支出済額明細書と一致させること。

③ 差引額 (C)

総支出済額 (A) から寄附金その他の収入額 (B) を控除した金額を記載すること。

④ 実支出額 (D)

差引額 (C) を記載すること。

⑤ 国庫補助基本額 (E)

以下(i)と(ii)の金額を比較し、いずれか少ない方の金額を記載すること。

(i) (総支出済額 (A) - 単独事業費) - 寄附金その他の収入額 (B)

(ii) 実支出額 (D)

別表(5) 事業費支出済額明細書の「金額(合計)」と一致させること。

⑥ 国庫補助所要額 (F)

各区分の国庫補助基本額 (E) の合計金額に1/2を乗じて得た金額 (千円未満は切捨て) を記載すること。

⑦ 国庫補助決定額 (G)

国庫補助所要額 (F) を記載すること。

⑧ 国庫補助受入又は見込額 (H)

国庫補助所要額 (F) と国庫補助交付決定額 (G) と同額を記載すること。

様式第5号による事業完了報告書の「精算交付申請額」、別表(2) 事業費財源精算調書の「国庫補助額」と一致させること。

⑨ 差引過不足額

国庫補助交付決定額 (G) から国庫補助受入又は見込額 (H) が同額となるので0 (円) を記載すること。

ただし、当該事業が年度内に完了しない場合は (H) は当該年度のコ額になる。

⑩ 備考欄

差引過不足額がある場合には、過不足理由 (「繰越額」) を記載すること。

### 2. 注意事項

① 各区分における国庫所要額の算出について

各区分において国庫補助所要額の算出は不要とする。

③補助上限額について

今回申請額が交付決定額となり、補助上限額となることから、記載する金額については精査すること。

なお、補助上限額は、以下のとおり変遷していくので注意すること。

時点	補助上限額
実地調査後	「災害等廃棄物処理事業国庫補助対象事業限度額表」に記載の金額。
交付決定後	交付決定通知書に記載の金額。
事業完了後 (精算時)	交付決定通知書に記載の金額と実績額に1/2を乗じて得た金額（千円未満は切り捨て）を比較して、いずれか少ない方の金額。

## ・廃棄物処理施設災害復旧費交付申請書の作成方法について

(様式第2号)

環境大臣 殿

令和 年

①  
文書番号  
月 日

地方公共団体の長  
広域臨海環境整備センター理事長  
中間貯蔵・環境安全事業株式会社代表取締役社長

②不要な箇所は適宜削除。

③  
令和 年度廃棄物処理施設災害復旧費国庫補助金交付申請書

廃棄物処理施設災害復旧事業費補助金交付要綱第5条の規定により、標記補助金の交付を別紙関係書類を添えて次のとおり申請する。

④  
申請額 金 円

(説明書類)

1. 事業計画説明書
2. 国庫補助金所要額調書
3. 財源調書
4. 本工事費種別明細書
5. 調査費明細書
6. 機械器具費明細書
7. 営繕費明細書
8. 工事雑費明細書
9. 事務費明細書
10. 代価表に基づく単価一覧表

昭和53年5月31日厚生省第382号厚生事務次官通知別紙廃棄物処理施設整備費補助金交付要綱別紙様式第4を参照して作成すること。ただし、本事業の対象とならない部分は除く。

該当する費用の計上がない場合には、適宜削除。  
番号は連番とする。

(添付書類)

1. 設計図（一般平面図、工種別平面図、構造図、その他必要図）
2. 被害直前の関係図面
3. 歳入歳出予算議決書（又は見込書）抄本
4. 契約書等の写
5. その他参考となる資料

【交付申請書 1】

1. 記載事項

- ①文書番号、年月日
- ②市町村長等の名前
- ③年度
- ④交付申請額

別紙(3) 国庫補助金所要額調書の「国庫補助所要額 (G)」、別紙(4) 財源調書の「国庫補助金」と一致させること。

2. 注意事項

実績報告書の説明書類及び添付書類については、規定の様式を用いて作成すること。  
ただし、本事業の対象とならない(費用計上がない)部分については、作成は不要とする。

書類の種類	様式	備考
事業計画説明書	別記(1)	記載については、事業計画説明書を参照すること。
国庫補助金所要額調書	様式第4別紙(3)号	
財源調書	様式第4別紙(4)号	
本工事費種別明細書	様式第4別紙(5)号	
調査費明細書	様式第4別紙(5)号	
機械器具費明細書	様式第4別紙(11)号	
営繕費明細書	様式第4別紙(12)号	
工事雑費明細書	様式第4別紙(13)号	
事務費明細書	様式第4別紙(14)号	
代価表に基づく単価一覧表	様式第4別紙(15)号	
設計図	任意	以下4点を添付すること。 (1) 一般平面図 (2) 工種別平面図 (3) 構造図 (4) その他必要図
歳入歳出予算議決書(又は見込書)抄本	任意	・摘要欄等を設けて廃棄物処理施設災害復旧費に係る予算額を明記すること。 ・なお、日付については交付申請書(同日含む)以前とする。
請負又は委託事業のある場合は契約書写	任意	・未契約の場合には設計書・業者見積書。 ・契約済みの場合には、押印のあるに限る。 ・また、実績額が確定している場合には、業者請求書とする。 ・なお、日付については交付申請日(同日含む)以前とする。 ・なお、日付については実績報告書(同日含む)以前とする。

別記

## 事業計画説明書

1. 本事業の施行理由及び効果
2. 事業計画明細
3. 施工方針
4. 施行方法
5. 施行場所
6. 工事着工予定期日及び竣工予定期日



## 【交付申請書 2】

### 1. 記載事項

(事業計画説明書・別記)

各項目については、以下に示すとおり記載すること。

①本事業の施行理由及び効果

本事業の実態を把握できるよう簡明、正確に記述し、かつ、事業による効果を記載するとともに、被害前後の状況を記述すること。

②事業計画明細

本事業の概要を記述するとともに、補助事業にかかる事業計画を具体的に記載すること。

③施行方針

補助事業に該当する各工事毎にその施工方針（工事方法）を具体的に記述すること。

④施行方法

本事業の施行について、直営、請負の別を記述すること。ただし、直営、請負を併合するものは、各々の事業内容の概要を記述すること。

⑤施行場所

⑥工事着工予定期日及び就航予定日

### 2. 注意事項

本紙以外の資料を添付する場合には、その旨を記載すること。

(記載例)

③事業計画明細

…災害廃棄物の処理フローについては、別紙〇のとおりである。

別紙(3)号

国庫補助金所要額調書

(単位：円)

区分及び項目	総事業費 (A)	寄付金 その他の 収入額 (B)	差引額 (C)	補助対象 事業 費 (D)	国庫補助 基本額 (E)	補助 率 (F)	国庫補助 所要額 (G)	備考
補助対象事業 分 工事費						/	/	
用地費及び 補償費						/	/	
車両費						/	/	
その他の施設 及び設備						/	/	
事務費						/	/	
補助対象外 事業分				/	/	/	/	
消費税相当額						/	/	
合計				(D) (E)		1/2		

他の調書と一致させる。

別紙(4)号

財 源 調 書

総事業費	財 源 内 訳						備考
	国庫 補助金	都道府県 補助金	起債 額	一般会計	特別会計	その他	
円	円	円	円	円	円	円	

財源内訳の合計額は、総事業費と一致。

## 【交付申請書 3】

### 1. 記載事項

(国庫補助金所要額調書・別紙(3)号)

①総事業費(A)

廃棄物処理施設災害復旧事業に係る総事業費を区分別に記載すること。  
別紙(4)財源調書の「総事業費」、別表(3)の「総事業費」と一致させること。

②寄附金その他の収入額(B)

当該事業に充てるべき指定寄附金その他の収入額を記載すること。  
ただし、都道府県助成金その他受益者負担金は除くものとする。  
なお、収入明細を「備考」欄に記載すること。

③差引額(C)

総事業費(A)から寄附金その他の収入額(B)を控除した金額を記載すること。

④補助対象事業費(D)

各区分の実地調査(災害査定)において決定した査定金額を記載すること。

⑤国庫補助基本額(E)

各区分において、差引額(C)と補助対象事業費(D)の金額を比較し、いずれか少ない方の金額を記載すること。

別表(1)の「国庫補助基本額」、別表(4)の「経費の額(合計)」、別表(5)の「金額(合計)」と一致させること。

⑥国庫補助所要額(G)

国庫補助基本額(E)の合計金額に1/2を乗じて得た金額(千円未満は切捨て)を記載すること。  
鑑文の「申請額」、別表(3)の「国庫補助額」、別表(4)の「補助金の額」と一致させること。

(財源調書・別紙(4)号)

①総事業費

廃棄物処理施設災害復旧事業に係る総事業費を記載すること。  
国庫補助金所要額調書の「総事業費(A)」、別表(2)の「総事業費」と一致させること。

②国庫補助額

鑑文の「申請額」、国庫補助所要額調書の「国庫補助所要額(G)」、別表(4)の「補助金の額」と一致させること。

③財源内訳(国庫補助額を除く)

総事業費に係る支出財源について、国庫補助額以外の財源区分別に記載すること。  
また、財源内訳の合計金額は総事業費と一致させること。

本工事費種別明細書

工種別	工事別	種別	形状寸法	単位	数量	単価	金額	特殊製品額	備考
受入貯留設備工事						円	円		
	土木工事	掘さく	0~15	m <sup>3</sup>					
		埋戻し							
		.....							
		...							
		(小計)							
	機械工事	マンホール	φ0.6m <sup>3</sup>	個					
		.....							
		.....							
		(小計)							
		合計							
一次処理設備工事									
	土木工事	掘さく							
		.....							
		...							
		(小計)							
	機械工事	攪拌機		式					
共通仮設費									
現場管理費									
一般管理費									
		総合計							

①「工種別」、「工事別」、「種別」は、内容に沿って適宜分類。

「金額」の総合計は他の調書の「総事業費」と一致。

④別紙を添付する場合には、その番号等を記載。

## 【交付申請書 4】

### 1. 記載事項

(本工事費種別明細書・別紙(5)号)

- ①廃棄物処理施設災害復旧事業に係る総事業費を各工種別・各工事別に記載すること。
- ②工事が直営及び請負を併合するものについては、その別を明確に記載すること。
- ③機械工事について1式100万円以上の場合、必ず調書(設計、製作、形式、寸法及び金額)を添付すること。  
また、特殊製品の価格の積算については、現場到着の価格でもって記載すること。
- ④備考欄には積算の基礎とした根拠資料(代価表等)・内訳別紙の番号等を記載すること。
- ⑤「調査費明細書」の作成についても、本様式を用いること。

### 2. 注意事項

#### ①端数処理について

単価、金額において円未満の端数が生じた場合には、原則、切捨てること。  
ただし、総合計が他の調書と不一致となる場合には、適宜端数調整を行うこと。  
なお、端数調整を行った場合には、その旨を備考欄に記載すること。

別紙(11)号

機械器具費明細書（直接施工の場合）

名 称	細 別	形状・規格・寸 法	数 量	単 価	金 額	備 考
				円	円	

別紙(12)号

営繕費明細書（直営施工の場合）

名 称	細 別	単 位	数 量	単 価	金 額	備 考
				円	円	

別紙(13)号

工 事 雑 費 明 細 書

細 目	種 別	単 位	数 量	単 価	金 額	備 考
				円	円	
計						

## 【交付申請書 5】

### 1. 記載事項

(機械器具費明細書・別紙(11)号)

- ①「細別」欄には、購入、借料、修理、製作、運搬、据付、撤去等の別を記載すること。
- ②損料の場合は、「備考」欄にその算出基礎を明記すること。

(営繕費明細書・別紙(12)号)

- ①「細別」欄には、借料、損料、移転料又は修繕費等の別を記載すること。
- ②損料の場合には、「備考」欄にその算出基礎を明記すること。

(工事雑費明細書・別紙(13)号)

- ①「細目」・「種別」欄には、経費内容に応じて適宜分類して記載すること。

別紙第(14)号

事務費明細書

費目	細目	内訳	数量	単価	金額	備考
旅費	〇〇連絡旅費			円	円	
	検収旅費					内訳別紙1
	管内連絡旅費					
庁費	賃金					
	需要費					
	消耗品費					内訳別紙2
	燃料費					
	食糧費					
	〇〇〇					
	役務費					
	通信運搬費					
	手数料					
	委託料					
	使用料及び賃借料					
	備品購入費					
合計						

別紙第(15)号

代価表に基づく単価一覧表

第号	名称	単位	金額	内訳	第号	名称	単位	金額	内訳
1	床掘工	m <sup>3</sup>	円	砂質	・		円		
2					・				
3	埋戻工	m <sup>3</sup>		砂質	・				
4					・				
・									
・									



【交付申請書 6】

1. 記載事項

(事務費明細書・別紙第(14)号)

- ①「費目」欄には、旅費、庁費の別を記載すること。
- ②「細目」・「種別」欄には、経費内容に応じて適宜分類して記載すること。
- ③備考欄には積算の基礎とした根拠資料(代価表等)・内訳別紙の番号等を記載すること。

2. 注意事項

①内訳別紙(集計表)の記載について

内訳別紙を添付する場合には、以下の点に注意すること。

- ・根拠資料と突合ができるように工夫すること。
- ・単独事業費がある場合には、補助対象事業費と単独事業費を分けて記載すること。

(作成例)

旅費(検収旅費)					
整理番号	旅行先	請求額 (または契約額)	うち、補助対象額	うち、補助対象外	備考
別紙1-1	〇〇区	500,000	500,000	0	10月(2名)
別紙1-2	〇〇区	300,000	300,000	0	1月(3名)
別紙1-3	□□区	200,000	200,000	0	3月(3名)
小計		1,000,000	1,000,000	0	
庁費(消耗品費)					
整理番号	業者名	請求額 (または契約額)	うち、補助対象額	うち、補助対象外	備考
別紙2-1	(株)〇〇	20,000	10,000	10,000	7月分
別紙2-2	××商店	5,000	5,000	0	8月分
別紙2-3	××商店	3,000	3,000	0	9月分
小計		28,000	18,000	10,000	

# ・廃棄物処理施設災害復旧費実績報告書の作成方法について

別紙様式第 5

第 ①号  
令和年 月 日

環境大臣 殿

地方公共団体の長  
広域臨海環境整備センター理事長  
日本環境安全事業株式会社代表取締役社長

②不要な箇所は適宜削除。

令和 ③年度廃棄物処理施設災害復旧費国庫補助金実績報告書

令和 ③年度において国庫補助金の交付を受けた標記事業を完了したので、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第 14 条の規定により関係書類を添えて報告する。

精算額 ④金 円

(説明書類)

1. 交付決定通知書
2. 事業竣工報告書
3. 収支精算書
4. 事業費財源精算調書
5. 本工事費種別精算書
6. 調査費精算書
7. 機械器具費精算書
8. 営繕費精算書
9. 工事雑費精算書
10. 事務費精算書
11. 代価表に基づく単価一覧表
12. 残存物件調書

文書番号を記載。(写)も添付。  
令和 年 月 日 環廃対発第

号

該当する費用の計上がない場合には、適宜削除。  
番号は連番とする。

(添付書類)

1. 竣工設計図面
2. 事業費歳入歳出決算書(又は見込書)抄本。
3. 請負工事の場合は契約書、完了報告書、検査調書、請求書及び支出命令書の写
4. その他参考となる資料

1. 記載事項

- ①文書番号、年月日
- ②市町村長の名前
- ③年度
- ④精算額

収支精算書の「国庫補助受入額 (H)」、事業費財源精算調書の「国庫補助額」と一致させること。

2. 注意事項

実績報告書の説明書類及び添付書類については、規定の様式を用いて作成すること。

ただし、本事業の対象とならない(費用計上がない)部分については、作成は不要とする。

書類の種類	様式	備考
交付決定通知	—	交付決定通知書(写)を添付すること。
事業竣工報告書	別記1	記載については、事業計画説明書を参照すること。ただし、竣工報告書のため、記載内容に留意すること。(事業計画説明書のコピーは不可。)
収支精算書	様式第5別紙(1)号	
事業費財源精算調書	様式第4別紙(3)号	記載については、【交付申請書 3】を参照すること。
本工事費種別明細精算書	様式第4別紙(3)号	記載については、【交付申請書 4】を参照すること。
調査費精算書	様式第4別紙(3)号	記載については、【交付申請書 4】を参照すること。
機械器具費精算書	様式第4別紙(3)号	記載については、【交付申請書 5】を参照すること。
営繕費精算書	様式第4別紙(3)号	記載については、【交付申請書 5】を参照すること。
工事雑費精算書	様式第4別紙(3)号	記載については、【交付申請書 5】を参照すること。
事務費精算書	様式第4別紙(3)号	記載については、【交付申請書 6】を参照すること。
代価表に基づく単価一覧表	様式第4別紙(3)号	記載については、【交付申請書 6】を参照すること。
残存物件調書	様式第5別紙(17)号	
竣工設計図面(写真含む)	任意	交付申請書に添付した図面と同じ様式にて作成すること。また、変更がなければ省略可とする。
歳入歳出予算議決書(又は見込書)抄本	任意	<ul style="list-style-type: none"> <li>・摘要欄等を設けて災害等廃棄物処理事業費に係る決算額を明記すること。</li> <li>・なお、日付については実績報告書</li> </ul>

		(同日含む) 以前とする。
<p>請負工事の場合は契約書(約款等を含む。)の写し</p> <p>直営工事の場合は資材調書等の写し</p>	任意	<ul style="list-style-type: none"> <li>・根拠資料については、実績額が確認できる資料を添付すること。原則、検査調書・請求書・支出命令書とするが、実績報告書提出時に支払が完了していない場合には、支出命令書は添付不要とする。</li> <li>・なお、日付については実績報告書(同日含む) 以前とする。</li> <li>・工事竣工届を添付すること。</li> </ul>

別紙(1)号

収 支 精 算 書

(単位：円)

区分及び負担	総事業費	寄付金その他の収入額	差引額	補助対象事業費	国庫補助基本額	国庫補助金所要額	国庫補助交付決定額	国庫補助受入額	差引過不足額	備考
	(A)	(B)	(C)	(D)	(E)	(F)	(G)	(H)	(I)	
補助対象事業分 工 事 費										
用地費及び補償費										
車 両 費										
その他の施設及び 設 備										
事 務 費										
補助対象外事業分										
消 費 税 相 当 額										
合 計										

別紙(17)号

残 存 物 件 調 書

品名・形状・寸法	購 入 量	単 位	使用材料		残 存 物 件 価 格			備 考
			購入分・手持 分	計	数 量	単 価	金 額	
						円	円	
残余を生じた理由 処 分 方 法								

## 1. 記載事項

(収支精算書・別紙(1)号)

### ①総事業費(A)

事業の実施にあたり、単独事業を含む一切の金額を記載すること。  
別表(2)の「総支出済額」、別表(5)の「事業費(合計)」と一致させること。  
なお、し尿処理、ごみ処理、漂着ごみ処理のうち2つ以上の区分がある場合においても、合算した金額を記載すること。

### ②寄附金その他の収入額(B)

本事業のための寄附金、金属売却益等の収入がある場合には、その収入額を記載すること。  
別表(4)、別表(5)、別表(6)、別表(7)と一致させること。

### ③差引額(C)

総支出済額(A)から寄附金その他の収入額(B)を控除した金額を記載すること。

### ④国庫補助事業費(D)

各区分の实地調査(災害査定)において決定した査定金額を記載すること。  
ただし、交付申請額が査定金額より少ない場合には、交付申請額を記載すること。  
(金額が少ない方が基準となる。)

### ⑤国庫補助基本額(E)

各区分において、以下(i)と(ii)の金額を比較し、いずれか少ない方の金額を記載すること。

(i) (総事業費(A)－補助対象外事業分)－寄附金その他の収入額(B)

(ii) 補助対象事業費(E)－寄附金その他の収入額(B)

事業費財源精算調書の「国庫補助額」と一致させること。

### ⑥国庫補助所要額(F)

各区分の国庫補助基本額(E)の合計金額に1/2を乗じて得た金額(千円未満は切捨て)を記載すること。

### ⑦国庫補助決定額(G)

交付決定通知にて決定された金額を記載すること。

### ⑧国庫補助受入又は見込額(H)

国庫補助所要額(F)と国庫補助交付決定額(G)を比較し、いずれか少ない方の金額を記載すること。

鑑文の「精算額」、事業費財源精算調書の「国庫補助額」と一致させること。

### ⑨差引過不足額

国庫補助交付決定額(G)から国庫補助受入又は見込額(H)を控除した金額を記載すること。

### ⑩備考欄

差引過不足額がある場合には、過不足理由(「不用額」又は「繰越額」)を記載すること。

(残存物件調書・別紙(17)号)

①各区分には、経費内容に応じて適宜分類して記載すること。

②備考欄には積算の基礎とした根拠資料(代価表等)・内訳別紙の番号等を記載すること。

## ・廃棄物処理施設災害復旧費交付申請並びに事業実績報告を同時提出する場合の作成方法について

別紙（２）

令和年 月 日

①

号  
日

環境大臣 殿

②不要な箇所は適宜削除。

地方公共団体の長  
広域臨海環境整備センター理事長  
日本環境安全事業株式会社代表取締役社長

令和 ③ 年度廃棄物処理施設災害復旧費国庫補助金交付申請並びに事業実績報告について

標記補助金の精算交付を関係書類を添えて次のとおり申請する。

④ 精算交付申請額 金 円

（説明書類）

1. 事業竣工報告書
2. 収支精算書
3. 事業費財源精算調書
4. 本工事費種別精算書
5. 調査費精算書
6. 機械器具費精算書
7. 営繕費精算書
8. 工事雑費精算書
9. 事務費精算書
10. 代価表に基づく単価一覧表
11. 残存物件調書

該当する費用の計上がない場合には、適宜削除。  
番号は連番とする。

（添付書類）

1. 竣工設計図面
2. 事業費歳入歳出決算書（又は見込書）抄本。
3. 請負工事の場合は契約書の写し、直営工事の部分については資材の調書等
4. その他参考となる資料

1. 記載事項

- ①文書番号、年月日
- ②市町村長の名前
- ③年度
- ④精算額

収支精算書の「国庫補助受入額 (H)」、事業費財源精算調書の「国庫補助額」と一致させること。

2. 注意事項

実績報告書の説明書類及び添付書類については、規定の様式を用いて作成すること。

ただし、本事業の対象とならない(費用計上がない)部分については、作成は不要とする。

書類の種類	様式	備考
事業竣工報告書	様式第5別紙(1)号	記載については、事業計画説明書を参照すること。ただし、竣工報告書のため、記載内容に留意すること。(事業計画説明書のコピーは不可。)
収支精算書	様式第5別紙(3)号	
事業費財源精算調書	様式第4別紙(3)号	記載については、【交付申請書 3】を参照すること。
本工事費種別明細精算書	様式第4別紙(3)号	記載については、【交付申請書 4】を参照すること。
調査費精算書	様式第4別紙(3)号	記載については、【交付申請書 4】を参照すること。
機械器具費精算書	様式第4別紙(3)号	記載については、【交付申請書 5】を参照すること。
営繕費精算書	様式第4別紙(3)号	記載については、【交付申請書 5】を参照すること。
工事雑費精算書	様式第4別紙(3)号	記載については、【交付申請書 5】を参照すること。
事務費精算書	様式第4別紙(3)号	記載については、【交付申請書 6】を参照すること。
代価表に基づく単価一覧表	様式第4別紙(3)号	記載については、【交付申請書 6】を参照すること。
残存物件調書	様式第5別紙(17)号	
竣工設計図面(写真含む)	任意	交付申請書に添付した図面と同じ様式にて作成すること。また、変更がなければ省略可とする。
歳入歳出予算議決書(又は見込書)抄本	任意	・摘要欄等を設けて災害等廃棄物処理事業費に係る決算額を明記すること。 ・なお、日付については実績報告書(同日含む)以前とする。
請負工事の場合は契約書(約款)	任意	・根拠資料については、実績額が確



<p>等を含む。) の写し</p> <p>直営工事の場合は資材調書等の写し</p>		<p>認できる資料を添付すること。原則、検査調書・請求書・支出命令書とするが、実績報告書提出時に支払が完了していない場合には、支出命令書は添付不要とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・なお、日付については実績報告書（同日含む）以前とする。</li> <li>・工事竣工届を添付すること。</li> </ul>
---	--	--

## 12. 災害等廃棄物処理に関する関係通知等一覧

### 【基本通知】

- ・ 災害等廃棄物処理事業費補助金交付要綱  
(平成 28 年 1 月 26 日環廃対発第 1601261 号環境事務次官通知の別紙)
- ・ 廃棄物処理施設災害復旧事業費補助金交付要綱  
(平成 28 年 1 月 26 日環廃対発第 1601262 号環境事務次官通知の別紙)
- ・ 災害等廃棄物処理事業費補助金及び廃棄物処理施設災害復旧事業費補助金実施要領  
(令和 2 年 7 月 31 日環循適発第 2007314 号環境省環境再生・資源循環局長通知の別紙)
- ・ 災害等廃棄物処理事業の取扱いについて  
(令和 2 年 7 月 31 日環循適発第 2007313 号環境省廃棄物適正処理推進課長通知)
- ・ 災害等廃棄物処理促進費補助金（災害廃棄物処理基金）交付要綱  
(令和 2 年 8 月 27 日環循適発第 2008273 号)
- ・ 災害等廃棄物処理促進費補助金（災害廃棄物処理基金）実施要領  
(令和 2 年 8 月 27 日環循適発第 2008274 号)
- ・ 災害廃棄物対策指針  
(平成 30 年 3 月改定)
- ・ 官庁建物等災害復旧費実地調査要領  
(昭和 47 年 6 月 6 日付け蔵計第 1905 号)
- ・ 内閣府、厚生労働省及び環境省所管補助施設災害復旧費実地調査要領  
(昭和 59 年 9 月 7 日蔵計 2150)
- ・ 内閣府、厚生労働省及び環境省所管補助施設災害復旧費実地調査に関する対象施設について  
(昭和 59 年 9 月 7 日事務連絡 226)
- ・ 厚生労働省及び環境省所管補助施設災害復旧費実地調査について  
(昭和 59 年 9 月 7 日事務連絡 227)

### 13. 災害関係事業に係る取扱いについて（質疑応答集）

我が国は自然的に災害を受けやすい環境にあり、発生する災害により人命や莫大な財産が失われ、国民経済上も大きな負担となっている。特に、近年は、平成 28 年熊本地震、平成 30 年 7 月豪雨、令和元年東日本台風（台風第 19 号）、令和 2 年 7 月豪雨における被害をはじめとして、大規模な地震、台風や集中豪雨等により、甚大な被害が各地で発生している。環境省においては、こうした災害により発生した災害廃棄物の処理や廃棄物処理施設が被災した際の復旧に対して財政的な支援を行っているところである。

これらの申請にあたっては、補助金交付要綱等に基づき申請をすることとなるが、地方環境事務所や市町村等において実務を担当する担当者からは「どのように事務手続きを行うのか」「〇〇は補助対象となるのか」等の質問が寄せられることが多々ある。

今般、こうした担当者の声を形にするべく、質疑応答集としてできる限りわかりやすく解説し、初めて事業に携わる者であっても補助申請等にあたって理解ができるよう心がけた。本質疑応答集は、制定のみで終わるのではなく、地方環境事務所や市町村等の実務担当者からの疑義や補助実績の積み重ねによって不断に見直しを行っていくものであり、事業実施にあたって疑義等が生じた場合には環境本省までお寄せいただきたい。

#### （用語の定義）

本質疑応答集で使用している用語の意義は下記のとおりである。

- ・実地調査要領・・・内閣府、厚生労働省及び環境省所管補助施設災害復旧費実地調査要領（昭和 59 年 9 月 7 日付け蔵計第 2150 号）
- ・（処理）交付要綱・・・災害等廃棄物処理事業費の国庫補助について（平成 28 年 1 月 26 日付け環廃対発第 1601261 号環境事務次官通知の別紙）
- ・（復旧）交付要綱・・・廃棄物処理施設災害復旧費の国庫補助について（平成 28 年 1 月 26 日付け環廃対発第 1601262 号環境事務次官通知の別紙）
- ・実施要領・・・「災害等廃棄物処理事業費補助金及び廃棄物処理施設災害復旧費補助金実施要領」の制定について（令和 2 平成 28 年 7 月 1 日 3126 日付け環循適発第 2007314 環廃対発第 1601263 号環境再生・資源循環局長廃棄物・リサイクル対策部長通知の別紙）
- ・取扱い・・・災害等廃棄物処理事業の取扱いについて（令和 2 平成 31 年 7 月 4 日 314 日付け環循適発第 20073131904042 号環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課長通知の別紙）
- ・負担法・・・公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和 26 年法律第 97 号）
- ・負担法取扱要綱・・・公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法事務取扱要綱（昭和 31 年 12 月 10 日付け建発河第 114 号）

#### （留意事項）

本質疑応答集で「補助対象である」とあっても、災害査定においてその必要性等が認められなければ補助対象とはならないことには十分留意すること。また、逆に「原則として補助対象外である」とあっても事前に相談いただきたい。

<質疑応答集 目次>

1. 災害復旧制度について.....	- 128 -
問1 災害復旧制度の概要について.....	- 128 -
問2 廃棄物適正処理推進課で所管する災害関係事業について.....	- 128 -
問3 廃棄物適正処理推進課で所管する災害関係事業の予算について.....	- 128 -
問4 災害等廃棄物処理事業の「等」とは何か。また、「災害等廃棄物」「災害廃棄物等」 の用語の使い分けは何か。.....	- 129 -
問5 廃棄物処理法第22条の「災害その他の事由」の「その他の事由」とは何か。..	- 129 -
2. 災害の発生から申請まで.....	- 129 -
(1) 事業の採択要件.....	- 129 -
問6 廃棄物適正処理推進課で所管する災害復旧事業の対象となる異常な天然現象と は何か。.....	- 129 -
問7 問6のほかに対象となる事業は何か。.....	- 130 -
問8 事業の申請にあたって金額要件はあるか。.....	- 130 -
問9 廃棄物処理施設災害復旧事業について、施設建設時に補助金の交付を受けずに単 費で建設した場合、本事業の交付対象となるのか。.....	- 131 -
(2) 事業の申請と手続き.....	- 131 -
問10 災害の発生から事業の完了までの事務手続きはどのようにすればよいか。 - 131	-
問11 災害が発生した場合、最初にどのような手続きが必要か。.....	- 131 -
問12 申請にあたっては地方環境事務所等との事前協議が必要か。.....	- 132 -
問13 事業が年度内に完了しなかった場合の手続きはどのようにすればよいか。 - 132	-
(3) 申請に際しての基本的事項.....	- 132 -
問14 原形復旧の基本的な考え方は何か。.....	- 132 -
問15 災害等廃棄物処理事業費補助金の申請に際して、一部事務組合が構成されてい る市町村においては、一部事務組合と市町村のいずれが申請者になるべきか。 . - 132 -	- 132 -
問16 以前に申請して査定をされた内容は再度申請できるのか。.....	- 133 -
問17 災害査定の前に再度の災害により被害を受けたが、どのように取り扱うのか。 .....	- 133 -
問18 事業が完了する前に再度災害により被害を受けたが、どのように取り扱うのか。 .....	- 133 -
問19 災害査定は実地によるべきか机上によるべきか。.....	- 133 -
問20 災害査定はいつまでに終了しなければならないのか。.....	- 134 -
問21 過年災害は申請できるのか。.....	- 134 -
問22 申請前に事業着工することは可能か。.....	- 134 -
3. 災害査定.....	- 134 -
(1) 災害等報告書の作成.....	- 134 -
問23 災害等報告書の作成上の留意点は何か。.....	- 134 -
問24 災害等報告書以外に準備すべき書類は何か。.....	- 135 -
問25 災害等報告書に添付する写真はどのようなものが必要か。.....	- 135 -
(2) 災害査定.....	- 135 -
問26 実地調査と机上調査の違いは何か。.....	- 135 -
問27 査定官と立会官の役割の違いは何か。.....	- 136 -
問28 災害査定を受ける場合の留意点は何か。.....	- 136 -
問29 失格と欠格の違いは何か。.....	- 137 -

問 30	災害査定で一部事業について査定をされたがこの手続きはどのようにすればよいか。.....	- 137 -
問 31	災害査定で立会官と意見が一致せず保留となったが、保留解除の手続きはどのようにすればよいか。.....	- 137 -
問 32	調査額が保留額を超えて保留となったが、保留解除の手続きはどのようにすればよいか。.....	- 137 -
問 33	災害査定後に予期せぬ事情により査定額を超えることとなったが、再度の査定を受けることは可能か。.....	- 138 -
問 34	災害査定で決定した事業費から予算の都合で事業費が減額されることはあるのか。.....	- 138 -
問 35	災害査定時に書類に不備があった場合にはどのように対応すればよいか。.....	- 138 -
(3)	災害査定後の手続き.....	- 138 -
問 36	災害査定後の手続きはどのようにすればよいのか。.....	- 138 -
問 37	災害査定後の事業内容の変更はどこまで可能か。.....	- 138 -
問 38	補助金の概算払は可能か。.....	- 139 -
4.	補助事業の対象について.....	- 139 -
(1)	災害等廃棄物処理事業.....	- 139 -
問 39	災害等廃棄物のために必要となった市町村職員の超過勤務手当は補助対象か。.....	- 139 -
問 40	災害等廃棄物の処理を民間事業者に委託した場合、その委託料は補助対象か。.....	- 139 -
問 41	災害等廃棄物の収集をボランティアで行った場合には、その活動に必要な経費は補助対象か。.....	- 139 -
問 42	被災した家屋の解体費は補助対象か。.....	- 139 -
問 43	り災証明がまだ発行されていないが、今にも倒壊の危険があり生活環境保全上の支障が生じている家屋について緊急的に解体を行った場合に補助対象となるのか。.....	- 140 -
問 44	個人が行った災害等廃棄物の撤去作業費は補助対象か。.....	- 140 -
問 45	問 45 のただし書きにある事業とは具体的にはどういったものを想定しているのか。また、市町村でどのように判断したら補助対象となるのか。.....	- 140 -
問 46	災害によって被災後に被災者自らが解体した家屋のがれきについて、収集・運搬・処分は補助対象か。.....	- 141 -
問 47	搬入道路や場内道路の敷鉄板、砂利敷、草木の除去は補助対象か。.....	- 141 -
問 48	収集・運搬にかかる高速道路使用料金は補助対象か。.....	- 141 -
問 49	通常 2 炉運転の焼却施設において災害等廃棄物を受け入れることによって 3 炉運転を行った場合の追加 1 炉の運転費用や通常の運転時間を延長して処分した場合の延長稼働費用については補助対象となるか。.....	- 141 -
問 50	被災した自動車や船舶の処分は補助対象か。.....	- 141 -
問 51	便槽からの汚水の汲み取り費用は全額補助対象か。.....	- 142 -
問 52	仮設トイレの借上料は補助対象か。.....	- 142 -
問 53	1 者随意契約を行っている場合は、必ず査定をされるのか。.....	- 142 -
問 54	諸経費は災害等廃棄物処理事業では補助対象外であるので全て補助対象外か。.....	- 142 -
問 55	災害等廃棄物について、民間団体に対して市町村等が補助金を出している場合、当該経費は補助対象となるか。.....	- 143 -
問 56	中小企業から排出された災害廃棄物は補助対象となるか。また、中小企業の定義は何か。.....	- 143 -

問 57 災害に起因して海岸に漂着した漂着ごみは補助対象か。150m <sup>3</sup> 以上の要件は採択要件になるのか。.....	- 143 -
問 58 採択要件である限度額「指定市 800 千円以上、市町村 400 千円以上」の要件は、ごみ処理・し尿処理のそれぞれで金額を超えていなければならないのか。.....	- 143 -
問 59 A 市の施設が被災により運転できない状態になり、A 市で発生した災害廃棄物の処理を B 市へ委託している。B 市の処理費用が A 市の処理費用よりも高いが、そのような場合、B 市での処理費用と A 市での処理費用との差額は補助対象となるか。..	- 143 -
問 60 被災地から災害等廃棄物を搬出し、処理やリサイクルを行う場合、どのような手続きが必要か。例えば、被災市町村と、受入側の県、市町村、処理業者などとの間で協定締結等が必要か。.....	- 144 -
問 61 広域連合で廃棄物の処理を行っている場合、要綱上の扱いは一部事務組合と同様と捉えてよいか。.....	- 144 -
問 62 A 市が B 市に事業の一部を委託した場合、申請はどちらの市が行い、どちらの単価を使用することとなるのか。.....	- 144 -
問 63 交付申請はごみ処理とし尿処理で分けて申請するのか。.....	- 144 -
問 64 A 市ではし尿処理事業を A 市が、ごみ処理事業を B 一部事務組合がそれぞれ行っているが、補助申請は分けることとなるのか。.....	- 144 -
問 65 液状化による土砂の処理は補助対象か。.....	- 144 -
問 66 一部事務組合において、規約で定めている分担割合と処理の実態が乖離しているが、申請は現在の分担割合で行うのか。.....	- 145 -
問 67 仮置場付近に捨てられてしまった、災害由来の廃棄物の処理については補助対象か。.....	- 145 -
問 68 仮置場に運搬前のがれきなどに対し、衛生保持のため薬剤散布を行った場合の薬品費・労務費は補助対象となるか。.....	- 145 -
問 69 がれき等を撤去した後に、衛生保持のため薬剤散布を行った場合の薬品費・労務費は補助対象になるか。.....	- 145 -
問 70 業務用冷凍空調機器からのフロン類回収は補助対象か。.....	- 145 -
問 71 海岸保全区域内の漂着ごみについても市町村が処理する場合には補助対象か。.....	- 146 -
問 72 自然災害により被害を受け使用不可能となった浄化槽について、浄化槽を掘り出した上で処理する場合、補助対象か。.....	- 146 -
問 73 がれき等の一時保管のみを民間事業者へ委託する場合、この委託費用は補助対象か。.....	- 146 -
問 74 災害により施設が休止状態となっており、本来その施設で処理する廃棄物を遠方へ運搬して処理する場合、運搬費等の費用については補助対象か。.....	- 146 -
問 75 し尿処理事業の諸経費、事務費は補助対象か。.....	- 146 -
問 76 「委託業務」とは、例えば、仮置場の整備で工事として発注した場合も「委託」として補助対象か。.....	- 146 -
問 77 仮置場の警備員に係る委託料（又は労務費）は補助対象か。.....	- 146 -
問 78 鉄くず等の有価物の売却益の取扱いはどのようにするのか。.....	- 147 -
問 79 分別した災害等廃棄物を再生利用するための経費は補助対象か。.....	- 147 -
問 80 移動式の破碎機をリースし、処理事業を行う場合、リース料は補助対象か。..	- 147 -
問 81 仮置場の土地購入費は補助対象か。.....	- 147 -
問 82 仮置場の造成費は補助対象か。.....	- 147 -
問 83 仮置場設置にあたっての調査費（土壌調査費等）は補助対象か。.....	- 147 -
問 84 仮置場の原形復旧費は補助対象か。.....	- 148 -
問 85 仮置場への不法投棄防止・飛散防止のためのフェンスは補助対象か。....	- 148 -

問 86	仮置場に収集した災害廃棄物の飛散防止のための経費は補助対象か。 ....	- 148 -
問 87	仮置場の周辺に住家等があり、アスベストが飛散していないか確認するための経費は補助対象か。 .....	- 148 -
問 88	収集した災害等廃棄物にアスベストや PCB 等の有害物質が含まれていないかを 確認するための検査費用は補助対象か。 .....	- 148 -
問 89	被災した家電リサイクル法対象製品の処理費について、所有者が特定できない 家電製品を引き取った場合、補助対象か。 .....	- 148 -
問 90	自動二輪車、原動機付自転車の処理費は補助対象か。 .....	- 148 -
問 91	津波堆積物の処理は補助対象か。 .....	- 148 -
問 92	災害による停電の影響で廃棄せざるを得なくなった食品等については補助対象 か。 .....	- 149 -
問 93	海中から災害廃棄物を引き上げ、処理をする経費は補助対象か。 .....	- 149 -
問 94	災害廃棄物の処理について全体の計画や進捗管理等をコンサルタントに委託す る場合、その費用は補助対象か。 .....	- 149 -
問 95	仮設焼却炉の設置費用は補助対象か。 .....	- 149 -
問 96	農地、農業用施設用地や漁港海岸保全区域上の災害廃棄物の処理は補助対象か。 .....	- 149 -
問 97	災害等廃棄物の処理にあたって必要な環境測定は補助対象か。 .....	- 150 -
問 98	自動車購入費の計上方法はどうすればよいか。 .....	- 150 -
問 99	廃タイヤの処分費は補助対象か。 .....	- 150 -
問 100	豪雨等により上流から流され、河川敷に漂着した流木は補助対象か。 ..	- 150 -
問 101	地すべりによる災害土砂の処分費は補助対象か。 .....	- 150 -
問 102	災害廃棄物の収集等を手伝ったボランティアに対する報酬や弁当、お茶代は補 助対象か。 .....	- 150 -
問 103	被災した消火器やパソコン等の処分費は補助対象か。 .....	- 150 -
問 104	市町村が所有している機械器具の修繕費は補助対象か。 .....	- 151 -
問 105	台風等によりテトラポットに打ち上げられた漂着ごみは補助対象か。 ..	- 151 -
問 106	漂流ごみは補助対象か。 .....	- 151 -
問 107	海底ごみは補助対象か。 .....	- 151 -
問 108	土砂災害により大量の土砂が家屋等と渾然一体となり廃棄物となった場合に、 早期の復旧を図るため国土交通省所管の道路復旧事業や堆積土砂排除事業などと一体 として契約をした場合に補助対象となるのか。 .....	- 151 -
(2)	廃棄物処理施設災害復旧事業 .....	- 151 -
問 109	廃棄物処理施設災害復旧事業について、施設建設時に補助金の交付を受けずに 単費で建設した場合、本事業の交付対象となるのか。 .....	- 151 -
問 110	復旧事業の対象となるものは、施設建設時の補助要綱等に定められているもの に限られるのか。 .....	- 151 -
問 111	浄化槽（市町村整備推進事業）が補助対象となっているが、その前身である浄 化槽（特定生活排水処理事業）は補助対象か。 .....	- 152 -
問 112	単費で生活排水処理施設を建設しているが、災害により被災したため復旧事業 を行う場合、補助対象となるか。（一般廃棄物処理施設として生活排水処理施設を対象 施設としているが、現行の循環型社会形成推進交付金では交付対象とされていない） -	152 -
問 113	施設の敷地外の法面が崩落し、施設が被害にあったが、法面の復旧は補助対象 か。 .....	- 152 -
問 114	原形復旧ができないため、同等程度の整備を行ったが、補助対象か。 ..	- 152 -
問 115	原形復旧は可能であるが、同等程度の別の機器を導入した方が安価である場合、 当該機器は補助対象か。 .....	- 152 -

- 問 116 復旧事業が当該年度に完了しなかった場合、繰越は可能か。..... - 152 -
- 問 117 復旧事業にあたり、保険が適用になった場合、その費用の取扱いはどうすれば  
よいか。..... - 152 -
- 問 118 PFI 事業により建設した施設について、災害により被災した場合、補助対象か。  
..... - 153 -
- 問 119 循環型社会形成推進交付金で整備している最中の施設が被災したが、復旧事業  
の補助対象か。..... - 153 -
- 問 120 補助対象から除外されるものとして、事務所、倉庫、公舎等の施設とあるが、  
「等」とは何か。..... - 154 -
- 問 121 埋立を終了し廃止に向けた最終処分場（水処理等の管理を継続中）が被災した  
が、補助対象か。..... - 154 -
- 問 122 取水施設が破損したため、応急対応として別の水源等を確保し、運転を開始し  
たが、水量が足りず、2 炉のうち 1 炉のみを運転再開している。応急対応（配管の敷設  
等）の経費は応急仮工事費等として補助対象となるのか。..... - 154 -
- 問 123 復旧事業の実施にあたって必要な設計費は補助対象か。..... - 154 -
- 問 124 落雷により廃棄物処理施設の設備が被災したが、復旧事業の対象になるか。ま  
た、どのような資料等を用意すればよいか。..... - 154 -
- 問 125 破損した設備の部品交換に伴う機器のオーバーホールは補助対象か。.. - 155 -
- 問 126 破損した設備の部品交換に際して機能アップをすることは補助対象か。 - 155 -  
-
- 問 127 施設場内の街路灯の復旧は補助対象か。..... - 155 -
- 問 128 取壊しを含む原形復旧は補助対象か。..... - 155 -
- 問 129 エレベータの復旧は補助対象か。..... - 155 -
- 問 130 工事雑費は補助対象か。..... - 155 -



## 1. 災害復旧制度について

### 問1 災害復旧制度の概要について

- 我が国は自然的に災害を受けやすい環境にあり、連年して発生する災害により人命や、莫大な財産が失われ、国民経済上も大きな負担となっている。このことから災害対策のための制度の整備が図られ、国土保全等のための公共投資が推し進められてきている。
- 災害廃棄物の発生や廃棄物処理施設等における被災は、民生安定上また社会経済上重大な影響があり、被災状況を早期に復旧することは行政の責務である。しかし、これらに要する費用は、莫大なものとなり市町村の財政能力をはるかに超えるものとなることが多い。そのため、環境省としても、災害廃棄物処理事業費補助金及び廃棄物処理施設災害復旧事業費補助金という形で財政上の支援を行い、災害からの早期の復旧・復興を目指し、公共の福祉を図ることとしている。
- 公共土木施設に関しては、明治14年より予算補助の形で国庫補助が行われ、昭和26年に「公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法」が制定された。環境省の災害関係事業については同法の直接の適用はないものの、災害復旧制度の根幹となる考え方に関しては、同法に基づくものを数多く引用しているところである。

### 問2 廃棄物適正処理推進課で所管する災害関係事業について

- 廃棄物適正処理推進課では、災害により発生した災害廃棄物を市町村等が収集・運搬・処理を行うための経費の一部を補助するための「災害等廃棄物処理事業費補助金」及び被災した廃棄物処理施設を原形に復旧するための経費の一部を補助するための「廃棄物処理施設災害復旧事業費補助金」の2つを所掌している。
- 災害等廃棄物処理事業は、昭和45年に制定された廃棄物処理法の前身である清掃法からその趣旨が盛り込まれていたところであり、現在は、廃棄物処理法第22条の規定に基づき、災害で発生した廃棄物の処理費用について、市町村等に対し財政的な援助を行っている（法律補助）。平成19年には、災害起因以外の海岸漂着物による漂着被害について補助メニューとして追加し拡充がなされている（災害等の「等」に該当）。

### 問3 廃棄物適正処理推進課で所管する災害関係事業の予算について

- 災害等廃棄物処理事業費補助金の令和2年度予算額は約2億円、廃棄物処理施設災害復旧事業費補助金の予算額は約3千万円となっている。
- 各年の災害発生状況にもよるが、当初予算額では不足をした場合、補正予算や予備費を活用して必要額を措置している。いずれの年も予算が不足をして市町村等への交付額を減額するようなことはない。

問4 災害等廃棄物処理事業の「等」とは何か。また、「災害等廃棄物」「災害廃棄物等」の用語の使い分けは何か。

- 災害等廃棄物で言う「等」とは、災害に起因しない海岸漂着による被害を指す。
- 災害廃棄物等で言う「等」とは、東日本大震災に係る災害廃棄物処理事業において発生した津波堆積物を指す。

問5 廃棄物処理法第22条の「災害その他の事由」の「その他の事由」とは何か。

- 現在、廃棄物処理法第22条の「災害その他の事由」のその他の事由で補助対象となっているものは、災害に起因しないが海岸保全区域外の海岸において漂着した大量の海岸漂着物（1市町村で処理量が150m<sup>3</sup>以上）による漂着被害である。

## 2. 災害の発生から申請まで

### (1) 事業の採択要件

問6 廃棄物適正処理推進課で所管する災害復旧事業の対象となる異常な天然現象とは何か。

- 実地調査要領第3（調査の対象）（5）において、「異常な天然現象」についての調査及び災害復旧事業採択の範囲については、公共土木施設災害復旧事業査定方針（昭和40年8月5付け蔵計第1967号）第2（災害原因の調査）及び第3（採択の範囲等）の第1項に準じて取り扱うこととされている。
- 方針第3においては、降雨、洪水、暴風、高潮、波浪、津波又は地すべりが掲げられており、その他としては、突風、旋風、積雪、融雪、噴火、干ばつ、落雷、異常低温、地盤沈下等が想定されている。
- 方針第3に定められている災害原因別の採択の範囲は、下記のとおりである。
  - ・降雨・・最大24時間雨量80mm以上。ただし、80mm未満であっても時間雨量が特に大である場合（時間雨量が20mm以上）は被害状況に鑑み採択できる。
  - ・暴風・・最大風速（10分間平均風速）15m以上の風。最大瞬間風速ではないことに留意。
  - ・高潮、波浪、津波・・被害の程度が比較的軽微と認められないもの。軽微の程度は特に定められていないため、被害状況に鑑み採否を決定する。
  - ・洪水・・河川にあつては警戒水位。警戒水位の定めがない場合は河岸高（低水位から天端までの高さ）の5割以上の水位。河床低下等河状の変動により警戒水位の定めが不適当な場合の警戒水位未満の出水。比較的長時間にわたる融雪出水等。
- その他の災害原因の採択の考え方の例は下記のとおりである。
  - ・地震・・震度による採択基準はなく、被害状況に鑑み採否を決定する。
  - ・突風、旋風・・竜巻の場合には被害状況及び藤田（F）スケールも参考として採否を決定する。
  - ・落雷・・落雷で施設が被災したことを証明する資料をもって採否を決定する。

- ・ 干ばつ ・ ・ 連続干天日数（日雨量 5mm 未満の日を含む）が 20 日以上であること。
- ・ 積雪 ・ ・ 公的機関の雪量観測所における積雪深が、過去 10 年間の最大積雪深の平均値を超え、かつ 1m 以上の場合
- ・ 融雪 ・ ・ 1 日の融雪量を降雨量に換算したものが「最大 24 時間雨量 80mm 以上」に該当すること。換算方法は、換算降雨量 = 1 日の融雪深（mm）× 根雪時期の積雪密度（g/cm<sup>3</sup>）。

問 7 問 6 のほかに対象となる事業は何か。

○災害等廃棄物処理事業では、災害に起因せず、海岸保全区域外の海岸に漂着した海岸漂着物の収集・運搬・処分について、1 市町村における処理量が 150m<sup>3</sup> 以上のものについて補助の対象としている。

問 8 事業の申請にあたって金額要件はあるか。

○実地調査要領別表第 1 において、環境省の災害関係事業の限度額が定められており、  
 ・ 災害等廃棄物処理事業 指定市 800 千円 市町村 400 千円  
 とされている。

○廃棄物処理施設復旧事業については、下表を参照いただきたい。

施 設 名	限 度 額
一般廃棄物処理施設	別に定めるそれぞれの施設ごとに、市・廃棄物処理センター・PFI 選定事業者にあつては 1,500 千円、町村にあつては 800 千円 ただし、一部事務組合等については、組合構成市町村の人口が 3 万人以上の組合にあつては 1,500 千円、3 万人未満の組合にあつては 800 千円
浄化槽(市町村整備推進事業)	市町村にあつては 400 千円
産業廃棄物処理施設	都道府県・市・廃棄物処理センター・PFI 選定事業者にあつては 1,500 千円、町村にあつては 800 千円 ただし、一部事務組合等については、組合構成市町村の人口が 3 万人以上の組合にあつては 1,500 千円、3 万人未満の組合にあつては 800 千円
広域廃棄物埋立処分場	市町村・広域臨海環境整備センター 1,500 千円
PCB 廃棄物処理施設	中間貯蔵・環境安全事業株式会社 1,500 千円

問9 廃棄物処理施設災害復旧事業について、施設建設時に補助金の交付を受けずに単費で建設した場合、本事業の交付対象となるのか。

- 補助の対象となる。
- 施設建設時において、補助金を受給しているか否かは、廃棄物処理施設災害復旧事業における採択要件ではない。

(2) 事業の申請と手続き

問10 災害の発生から事業の完了までの事務手続きはどのようにすればよいか。

- 災害の発生から事業の完了までの大まかな事務手続きは次のとおりである。

(1) 災害報告

異常な天然現象によって、災害廃棄物が発生したり、廃棄物処理施設が被災した場合には、市町村等は都道府県を通じ被害の状況を管轄の地方環境事務所に報告する。通常、災害廃棄物の発生等、被害が見込まれる災害が発生した場合には、地方環境事務所より事務連絡にて被害状況の報告の依頼を行っている。

(2) 災害等報告書の作成

補助金の申請をしようとする場合には、災害等報告書（取扱通知の別添資料1）を作成の上、申請を行う。

(3) 災害査定

査定官及び立会官により、災害査定を行い、事業費の確定を行う。

(4) 補助金交付手続き

災害査定が終了し事業費が確定されると、環境省より「限度額通知」を送付するので、補助金交付申請手続きを行う。事業完了後、実績報告書を提出し、補助金の交付を受ける（補助金交付申請時に事業が完了している場合には、交付申請と実績報告を同時に行う場合もある）。

問11 災害が発生した場合、最初にどのような手続きが必要か。

- 問10に記載のとおり、被害状況の速やかな把握に努め、都道府県を通じて管轄の地方環境事務所に報告をいただきたい。
- 大規模な災害が発生した際には、内閣府（防災）において、全省庁所管分の被害状況を取りまとめており、環境本省ではいただいた報告をもとに内閣府（防災）に登録を行っている。
- また、災害廃棄物発生時の対外的な関心事項としては、どのくらいのスケジュールで応急対応が完了するのか、仮置場の設置状況はどうか、といった情報であり、できるだけ詳細に報告いただきたい。この他必要な情報収集をお願いする場合がありますので、御協力いただきたい。

問 12 申請にあたっては地方環境事務所等との事前協議が必要か。

- 申請にあたっての事前協議は不要であるが、市町村の担当者におかれては都道府県を通じて綿密に地方環境事務所等と連携いただきたい。また、都道府県を通じて事前に災害報告書等の案文を提出すれば事前確認等を行うことが可能である。
- なお、災害等廃棄物処理事業、廃棄物処理施設災害復旧事業ともに査定前の交付前着工が認められるため、申請前に事業に着手いただくことは差し支えない。

問 13 事業が年度内に完了しなかった場合の手続きはどのようにすればよいか。

- 年度内に事業が完了しなかった場合には、都道府県を通じ、管轄の財務局に対して、予算の繰越手続きを行うこととなる。やむを得ず年度内に事業が完了せず、繰越せざるを得なくなった場合には、事務手続きの詳細については、都道府県を通じ環境省までお問い合わせいただきたい。

### (3) 申請に際しての基本的事項

問 14 原形復旧の基本的な考え方は何か。

- 負担法第 2 条第 2 項において、「「災害復旧事業」とは、災害に因って必要を生じた事業で、災害にかかった施設を原形に復旧する（原形に復旧することが不可能な場合において当該施設の従前の効用を復旧するための施設をすることを含む）」とされている。また、第 3 項においては、「原形に復旧することが著しく困難又は不適當な場合においてこれに代わるべき必要な施設をすることを目的とするものは・・・(中略)・・・災害復旧事業とみなす」とされている。
- 負担法取扱要綱第 2 において、「「原形に復旧すること」とは、(中略)被災前の位置に被災施設と形状、寸法及び材質の等しい施設に復旧すること」とされている。
- 災害等廃棄物処理事業及び廃棄物処理施設災害復旧事業は、負担法の適用対象ではないものの、原形復旧の考え方はこれらに準じて取り扱うこととしている。

問 15 災害等廃棄物処理事業費補助金の申請に際して、一部事務組合が構成されている市町村においては、一部事務組合と市町村のいずれが申請者になるべきか。

- 原則として一部事務組合が申請者となる。
- ただし、災害廃棄物は、通常のごみ処理と異なり、突発的かつ大量のごみが一時的に排出されることから、円滑かつ迅速な処理の必要上、構成市町村と一部事務組合との間で災害廃棄物の処理に関して何らかの取り決めをするのであれば、構成市町村を事業主体として申請することは可能である。

#### (前例 1)

平成 23 年東日本大震災 福島県白河市・矢吹町ほか及び白河地方広域市町村圏整備組合  
東日本大震災においては、膨大な災害廃棄物等が発生したため、一部事務組合と構成市町

村との間で役割分担を行い、それぞれが申請を行った。

(前例2) 一部事務組合が通常よりも多く受け入れた分を災害廃棄物の受入量として、その分の処理に係る燃料費、薬品等の費用を構成市町村に請求し、構成市町村はその経費を補助金として申請する場合もある。

問 16 以前に申請して査定をされた内容は再度申請できるのか。

○災害査定において査定をされたものは市町村の責任において対処すべきものであり、再度の申請をすることはできない。

問 17 災害査定の前に再度の災害により被害を受けたが、どのように取り扱うのか。

- 新たな異常な天然現象により被害が拡大した場合には、災害等廃棄物処理事業の場合、基本的には、前災と後災を合わせて申請することとなる。ただし、同一市町村であっても被災箇所が区分できる場合には分けて申請することとなる。また、施設復旧事業の場合は、前災のみに係る査定を受け、その後、後災に関する査定を受ける場合もある。
- 申請の考え方としては、前災と後災の切り分けができない場合には、後災が発災から1か月以内であれば、後災を含めて前災の被害状況を修正し前災として申請、発災から1か月以上であれば、前災を取り下げて前災を含めて後災として申請することも可能である。

問 18 事業が完了する前に再度災害により被害を受けたが、どのように取り扱うのか。

- 災害査定が完了し、事業費が決定された後であって、事業が完了しない間に、再度の災害により被害が生じた場合には、前災の未着手又は未施工部分は、新たに生じた災害による事業に合わせて施工することとなる。
- なお、新たな被災部分が異常な天然現象によらない場合や限度額（指定市 80 万円、市町村 40 万円）未満の場合で、被災部分が当該被災前の施設と効用上一体をなしており、かつ当該被災施設の復旧目的を達成するために必要があると認められるものは、前災の事業費変更等に対応することとなる。

問 19 災害査定は実地によるべきか机上によるべきか。

- 災害査定は、原則として実地によるが、申請額が 200 万円未満の箇所又はやむを得ない理由により実地調査が困難である箇所については机上によることができる。
- 実地調査要領第 2（調査の方法）（2）において、「調査は、原則として実地にて行うものとするが、申請額が 200 万円未満の箇所又はやむを得ない理由により実地調査が困難である箇所については、現地福祉事務所等において机上にて調査を行うことができる」とされている。
- 災害等廃棄物処理事業の場合、災害査定時において、全ての処理が完了している等の場合には、実地調査は困難（＝実地に調査すべき災害廃棄物がない）であることから、机上

により査定が行われる場合もある。

問 20 災害査定はいつまでに終了しなければならないのか。

- 原則として、発災した年の12月末までに終了する必要がある。ただし、財務局等との調整の結果、1月以降に査定を行うこともあり得る。
- これは、負担法第4条において、「その年の一月一日から一二月三十一日までに発生した災害につき・・・」とあり、災害復旧事業については年災の考え方（年度ではない）が取られており、環境省においてもこれに準じて災害査定を行っているためである。
- なお、他省庁では発災後概ね2か月以内に行っている事業もあり、事業完了前でも査定は可能であるのでできる限り早期の査定をお願いしたい。
- また、立ち入りが禁止されている地域等であって、復旧のための現地調査もできない場合においては、年度を越えて査定を受けることを妨げない。

問 21 過年災害は申請できるのか。

- 災害等廃棄物処理事業及び廃棄物処理施設災害復旧事業について、過年災害（前年以前の災害）を申請することは可能である。例えば、当年の年末に近い時期に被害を受けた場合には、翌年に申請を行うことも想定される。ただし、問20のとおり、災害査定は、原則として発災した年の12月末までに終了する必要があるため、申請ができる状況だったにも関わらず単なる事務的な遅延によって越年して申請することはできない。
- なお、負担法の適用となる災害復旧事業については、過年災害は欠格要件に該当することから申請をすることはできないが、環境省の災害復旧事業は、実地調査要領によることとされており、実地調査要領には過年災害を欠格とする規定はないためである。

問 22 申請前に事業着工することは可能か。

- 災害等廃棄物処理事業及び廃棄物処理施設災害復旧事業では、申請前に事業着工をすることが可能である（いわゆる施越事業）。事業着手に際しては、事後に行われる災害査定に備えて、都道府県を通じ地方環境事務所等の担当者と密に連絡願いたい。

### 3. 災害査定

#### (1) 災害等報告書の作成

問 23 災害等報告書の作成上の留意点は何か。

- 災害等報告書は、国庫補助申請の意思表示となる重要な書類であり、環境省は提出された災害等報告書に基づき災害査定を行い被害額の確定を行うこととなることから、内容は明瞭に作成する必要がある。
- 特に留意すべき点は、
  - ・災害発生の事実について公的データが整えられているか

被災＝補助対象ではないため、災害原因が採択要件を満たしているのかの事実を証明することが必要。

- ・被害の概要が明らかになっているか

写真や地図等を用いて具体的に被害の概要、程度等を明らかにすることが必要。

- ・算出された事業費は適正か。また、その根拠は妥当か。

計上された各経費について、数量の根拠、単価の根拠、契約方法等はそれぞれ合理的かつ適正か。

- 特に机上調査の場合にあっては、**実地調査要領第2（調査の方法）（2）**において、「写真、設計書等により被災の事実、被災の程度等を十分に検討のうえ慎重に採否を決定するものとする」とされていることから、被害の概要等を示す写真等の資料の準備が不可欠である。

問 24 災害等報告書以外に準備すべき書類は何か。

- 災害等報告書に盛り込まれている内容を補足するための資料の準備が必要である。例えば、災害廃棄物の発生状況を詳細に示した図面や写真、各契約に係る事業実施状況を示す書類（作業日報等）、災害廃棄物処理の実績を示す資料（計量結果等）などがある。
- 特に、机上調査の場合にあっては、**実地調査要領第2（調査の方法）（2）**において、「写真、設計書等により被災の事実、被災の程度等を十分に検討のうえ慎重に採否を決定するものとする」とされていることから、被害状況等を十分に説明できるよう資料を準備しておくことが重要である。

問 25 災害等報告書に添付する写真はどのようなものが必要か。

- 災害等廃棄物処理事業にあっては、災害廃棄物の発生状況や発生量が把握できる写真、廃棄物処理施設災害復旧事業にあっては、被害箇所や被害状況が把握できる写真が必要不可欠である。特に、机上調査の場合にあっては、被害状況を確認する手段は写真のみになることから、発災直後から災害査定を意識し、申請に必要な写真の記録を残しておくことが重要である。
- こうした被災状況の写真の撮り方は、「公共土木施設災害復旧の災害査定添付写真の撮り方（平成10年改訂版）」（発行：一般社団法人全日本建設技術協会）が参考になるのでご参考いただきたい。

## （2）災害査定

問 26 実地調査と机上調査の違いは何か。

- 災害査定には、実地による方法と机上による方法の2種類がある。環境省の災害関係事業は、**実地調査要領第2（調査の方法）（2）**において、原則として実地によりよることとされ、申請額が200万円未満又は止むを得ない理由により実地調査が困難である箇所



については机上調査によることができるとされている。

- 実地調査はまさしく被害にあった現場において、被害状況等の調査を行うものであり、机上調査は都道府県等の事務所において、書面により調査を行うものである。
- 災害復旧という性質上、早期に被害額の確定を行いできる限り早期復旧に資するため、また、査定事務の効率化及び簡素化を図るため机上調査を積極的に活用いただきたい。

問 27 査定官と立会官の役割の違いは何か。

- 査定官は、環境本省の廃棄物適正処理推進課職員又は地方環境事務所の資源循環課職員が、災害等廃棄物処理事業及び廃棄物処理施設災害復旧事業について被害額を確定するために災害査定を行う。この査定にあたっては、被害の概要や被害額の算出方法等を審査し、必要に応じ技術的な指導を行った上、被害額の確定を行っているところである。
- 立会官は、財政を主管する財務省の立場として、各省庁が行う災害査定に立会（りっかい）し、災害復旧費の決定の妥当性を確認し、その旨を査定官に意思表示することとされている。
- 災害査定への立会制度は、昭和 26 年ルー ス台風による災害復旧対策を契機として創設され（昭和 26 年 10 月 16 日閣議決定）、今日に至っている。立会官の所管業務は、「公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法第 7 条の規定に基づく検査立会に関する件」（昭和 26 年 10 月 22 日付け蔵計第 2452 号）に定められ、主として、①異常な天然現象による災害復旧事業であること、②各省庁所管に係る災害復旧事業であること、③適用除外の災害復旧事業でないこと、を確認することとされている。

問 28 災害査定を受ける場合の留意点は何か。

- 災害査定を受ける場合に際しての留意点として考えられる点を列記すると下記のとおりである。
  - （申請段階）
    - ・現地を十分に把握した上で申請をすること。特に、災害廃棄物の発生量や廃棄物処理施設の被害状況が明瞭であること
    - ・過年災害との重複申請をしないこと
    - ・災害原因を公的データで確認し、採択要件に合致しているか確認すること
    - ・災害報告書に添付した書類のほか、写真や処理実績等の分かる資料を準備しておくこと（写真）
    - ・机上査定にあたっては、被災事実と被害量等が十分に確認できるようなものを準備すること。
    - ・被災後査定を受けるまでに時間を要するため、被災状況が不明確になるケースもあるので、作業状況や被災状況の写真を事前に準備すること
  - （現地調査）

- ・ 災害報告書との整合性を十分に留意し説明をすること

問 29 失格と欠格の違いは何か。

- 負担法の適用となる災害復旧事業においては、失格とは、被災事実が認められても1箇所工事の費用が限度額に満たないため災害復旧事業の対象とならない場合をいい、欠格とは災害として認められないもので欠格理由に該当するものをいう。
- 環境省の災害関係事業は、負担法の直接的な適用となるものではないため、「失格」「欠格」という用語をあまり用いないが、実地調査要領第5において適用除外となるべきものが掲げられており、負担法と同趣旨が盛り込まれているところである。

問 30 災害査定で一部事業について査定をされたがこの手続きはどのようにすればよいか。

- 災害査定において一部事業について査定をされた場合には、実地調査要領第5において適用除外に該当すると判断されたものであることから、申請者において復旧を図らなければならない。

問 31 災害査定で立会官と意見が一致せず保留となったが、保留解除の手続きはどのようにすればよいか。

- 環境省（査定官）と財務局（立会官）の意見が一致しなかった場合、査定官は、実地調査要領第9（報告）の別紙様式第2を作成の上、環境本省へ報告することとなる。
- 環境本省では別紙様式第2の報告があった場合には、環境本省（廃棄物適正処理推進課）と財務本省（主計局司計課）との間でその内容について協議を行い、被害額を確定することとなる。協議の際には、査定の詳細な内容や立会官の意見等について、査定官より聴取した上で協議を行うこととなる。

問 32 調査額が保留額を超えて保留となったが、保留解除の手続きはどのようにすればよいか。

- 災害査定において、調査額が1億円を超える場合には、査定官は、実地調査要領第9（報告）別紙様式第2を作成の上、環境本省へ報告することとなる。
- 環境本省では別紙様式第2の報告があった場合には、環境本省（廃棄物適正処理推進課）と財務本省（主計局司計課）との間でその内容について協議を行う被害額を確定することとなる。協議の際には、査定の詳細な内容や立会官の意見等について、査定官より聴取した上で協議を行うこととなる（問31と同様の手続きであるが、査定官と立会官の意見が一致している場合には、財務本省とのやりとりは申請内容の確認に留まることが多い）。

問 33 災害査定後に予期せぬ事情により査定額を超えることとなったが、再度の査定を受けることは可能か。

- 同一の災害を原因として一度査定を受けた箇所については、再度の査定を受けることはできない。また、災害査定後に再度別の災害により被害が拡大したような場合には、原則として問 18 のように対応することとなる。
- 一方で、災害等廃棄物処理事業のように、申請時において災害廃棄物発生量を見込みにより申請し、予期せぬ事情により発生量等が変更される場合も想定される。その場合においては、その見込みが判明した時点で早めに個別に環境省に相談いただきたい。

問 34 災害査定で決定した事業費から予算の都合で事業費が減額されることはあるのか。

- 近年、災害が多発し、かつ、その規模も大きくなってきていることから、環境省の災害関連事業の当初予算額では復旧額を手当することが困難となっており、環境本省において、予備費や補正予算によって追加財政措置を要求している。これまでは追加財政措置をいただき、査定結果に基づく事業費に応じた額を補助してきているところであり、予算の都合で査定において決定した額よりも事業費を下回って交付したことはない。

問 35 災害査定時に書類に不備があった場合にはどのように対応すればよいか。

- 書類の不足や誤謬等によって、災害査定時に書類に不備を指摘した場合には、申請者より追加で資料の提示等を受け、確認をする必要がある。
- 申請者においては、このような指摘に備えて、災害査定当日には十分な体制を整えておくことが重要である（机上調査の場合には、査定会場に PC 等を持ち込み、不足書類を本庁等から送付してもらうという体制を整えておく有効である）。

### (3) 災害査定後の手続き

問 36 災害査定後の手続きはどのようにすればよいのか。

- 地方環境事務所においては、査定結果を環境本省に報告するため、実地調査要領第 9（報告）に基づき、別紙様式 1（立会官と意見が一致しなかった場合または調査額が 1 億円を超える場合には別紙様式 2 も含む）と朱入れを行った災害報告書を環境本省あてに送付願いたい。
- 市町村においては、上記の報告があった後、環境本省より限度額の通知を送付するので、補助金交付の申請に向けた準備をお願いしたい。

問 37 災害査定後の事業内容の変更はどこまで可能か。

- 事業内容の変更が生じた場合には、個別に環境本省あてに相談いただきたい。
- 東日本大震災においては、「東日本大震災に係る災害等廃棄物処理事業及び廃棄物処理施

設災害復旧事業の実地調査の取扱いについて」(平成 24 年 3 月 2 日付け環廃対発第 120302001 号)において、必要な事務手続きを定めたところであり、東日本大震災以外の災害についても、査定後事業内容の変更が生じる場合は想定されることであることから、個別に対応を行うこととなる。

問 38 補助金の概算払は可能か。

- 環境省の災害関係事業は、(目)補助金で予算措置がなされており、会計法(昭和 22 年法律第 35 号)第 22 条及び予算決算及び会計令第 58 条(昭和 22 年勅令第 165)号の規定により、概算払ができる経費として指定されている。そのため、災害査定後、速やかな支払を希望する市町村等については、概算払について早めに(災害査定前から)相談を環境本省あてに相談いただきたい。交付決定後、環境本省より財務本省に概算払協議を行うこととなる。
- ただし、年末近くになって災害査定が行われた場合には概算払協議に要する時間が取れなくなることから、ご希望に沿えない場合もありえる。

#### 4. 補助事業の対象について

##### (1) 災害等廃棄物処理事業

問 39 災害等廃棄物のために必要となった市町村職員の超過勤務手当は補助対象か。

- 補助対象外である。

問 40 災害等廃棄物の処理を民間事業者に委託した場合、その委託料は補助対象か。

- 補助対象である。

問 41 災害等廃棄物の収集をボランティアで行った場合には、その活動に必要な経費は補助対象か。

- 補助対象外である。
- あくまでもボランティアであって、ボランティア活動に対して補助をすることはできない。なお、シルバー人材センターなどに仮置場での分別作業等を委託したなどの委託関係があれば補助対象になり得る。

問 42 被災した家屋の解体費は補助対象か。

- 被災家屋の解体への補助については、従前より、明らかに廃棄物と観念できる全壊家屋を対象としている。
- 令和 2 年 7 月豪雨については、大量の災害廃棄物の発生が見込まれるとともに、今般の災害が「特定非常災害」に指定されたことを踏まえ、被災者の生活の早期再建を促進するため、半壊家屋の解体も含めて補助対象とすることとしたところ。

- 今後の災害においても、大量の災害廃棄物の発生が見込まれ、当該災害が「特定非常災害」に指定された場合には、半壊家屋の解体も含めて補助対象とする。

(参照)

災害等廃棄物処理事業の取扱いについて（令和2年7月31日発出）

問 43 リ災証明がまだ発行されていないが、今にも倒壊の危険があり生活環境保全上の支障が生じている家屋について緊急的に解体を行った場合に補助対象となるのか。

- リ災証明が発行されていなくても市町村が解体の必要があると判断した家屋については補助対象となり得る。その際、既に廃棄物といえる状態であったのか、生活環境保全上の支障が本当にあったのか等の具体的な理由を確認するので、事前にしっかりと準備しておくこと。
- なお、リ災証明書が発行されない場合は、リ災証明書の発行と同様に市町村が調査をして、全壊や半壊相当と被災証明書等で示してもらえれば当該補助金の対象になる。

問 44 個人が事業者へ発注して行った災害等廃棄物の撤去作業費は補助対象か。

- 災害等廃棄物処理事業は、市町村が災害のために実施した廃棄物の収集、運搬及び処分に係る事業を対象としていることから、個人や企業が自ら災害等廃棄物を撤去した場合の作業費は補助対象外である。
- ただし、市町村が本来行うはずだった廃棄物処理を個人が代わって事業者へ発注して行った場合に、民法第 697 条に規定する事務管理を行ったと整理され、同法第 702 条第 1 項又は第 2 項に基づき市町村に当該費用を請求した場合は補助対象となり得る。なお、当該事業を実施する場合は、市町村においてどの事業までを災害廃棄物処理事業として行うかという点が大事なので、要綱・要領の制定等、整理をきちんと行うこと。

問 45 問 44 のただし書きにある事業とは具体的にはどういったものを想定しているのか。また、市町村でどのように判断したら補助対象となるのか。

- 問 44 で想定している事業としては、家屋周辺及び家屋内の土砂混じりがれきの撤去や全壊家屋の撤去を個人が事業者へ発注して行った場合を想定している。なお、当該事業を行う際には、市町村において制度設計をきちんと行う必要があり、どういった場合に事業の対象となるのか明確にする必要がある。
- 近年の事例では、当該事業（いわゆる費用償還事業）の要綱を設定し、取扱いを参照するなどして市町村で設定をした額と実際にかかった額のいずれか低いほうを償還するというものが主流となっている。当該事業を行おうとする際には地方環境事務所や環境本省にお問い合わせ願いたい。

問 46 災害により損壊した住家等の修繕・リフォームに係る費用は補助対象となるのか。

- 災害により損壊した瓦等の処分費用は当該補助金の補助対象となるが、その他住家等の修繕・リフォームに係る費用は補助対象外となる。

問 47 搬入道路や場内道路の敷鉄板、砂利敷、草木の除去は補助対象か。

- 実施要領第2の1.(2)⑥において、運搬に必要な最小限度の道路整備費が計上されており、災害等廃棄物の運搬車両が通行できるよう整備をするための経費は補助対象となり得る。
- 申請にあたっては、災害等廃棄物を処理するにあたって、当該搬入道路や敷鉄板、砂利敷等を敷設しなければならない必要性について十分に整理をする必要がある(災害査定時に必要性を十分に説明しきれずに、査定官が必要性を認めず補助対象外とした事例もある)。
- 災害査定時に必要な資料の例としては、図面等、枚数や範囲が確認できる資料、写真、必要数量の算出根拠資料などが挙げられる。

問 48 収集・運搬にかかる高速道路使用料金は補助対象か。

- 一般道が災害により閉鎖をされる、広域処理のため遠方へ運搬する必要がある場合など、特に必要と認められる場合を除き有料道路の使用料金は補助対象外である。  
(補助対象とした前例)
  - ・広域処理を行うために遠方へ災害廃棄物を運搬する必要があったことから補助対象とした事例がある(平成23年東日本大震災)

問 49 通常2炉運転の焼却施設において災害等廃棄物を受け入れることによって3炉運転を行った場合の追加1炉の運転費用や通常の運転時間を延長して処分した場合の延長稼働費用については補助対象となるか。

- 市町村が災害のために通常操業より余計にかかった災害等廃棄物の処分費用については補助対象であり、災害等廃棄物の処分に要した金額が明確である場合にはその部分について補助対象となる。通常のごみと併せて処理した場合など、災害等廃棄物分のみを抽出することが困難な場合には通常ごみと災害廃棄物の処理量で按分等を行い算出する。  
ただし、焼却、破碎、埋立等で直接災害廃棄物の処分に必要であることが明確な委託費、燃料費、薬品費などの経費のみが対象となる。

問 50 被災した自動車や船舶の処分は補助対象か。

- 被災した自動車や船舶については、保険制度の活用や有価物としての売却等により所有者の責任で対応するべきものであり、原則として補助対象外である。ただし、市町村が対

応しなければならない特別な事由がある場合には環境省に相談いただきたい。

(補助対象とした前例)

三宅島噴火に際して、離島という特殊性及び長期の避難という実態に鑑み補助対象とした事例がある(平成12年三宅島噴火、東京都三宅村(補助申請は平成16年))。

問51 便槽からの汚水の汲み取り費用は全額補助対象か。

- 「厚生労働省及び環境省所管補助施設災害復旧費実地調査について」(昭和59年9月7日付け事務連絡第227号)3(その他)において、「災害廃棄物処理事業のうち、し尿くみ取りについては、維持分として便槽容量の2分の1を調査の対象から除外する」とされていることから2分の1が補助対象となる。

問52 仮設トイレの借上料は補助対象か。

- 避難所等における仮設トイレの設置は災害救助法(昭和22年法律第118号)の対象となっていることから補助対象外である。
- なお、実施要領第2の1.(1)②において、「特に必要と認めた仮設便所、集団避難所等により排出されたし尿の収集、運搬及び処分に係る事業であって、災害救助法に基づく避難所の開設期間内のもの」は、収集、運搬及び処分に要した経費は補助対象となる。

問53 1者随意契約を行っている場合は、必ず査定をされるのか。

- 市町村が民間事業者等との間で災害協定を締結している場合や地域内で対応可能な業者が1者しか存在しないなどの随意契約理由がある場合には、契約内容や価格等の妥当性に鑑み申請額とおりとすることはあり得る。やむをえず1者のみの随意契約によらなければならない場合は、その理由について文書等で整理を行い、査定時においてその内容を説明いただきたい。
- なお、特段の理由もなく、1者のみに随意契約を行い、合見積等の資料もない場合には、査定の対象となり得る。
- また、発災後一定の期間が経過し、緊急性が失われた時点において、入札等ができる環境であれば、競争性をもった契約を検討する必要があるため、災害協定を締結している場合であっても査定の対象になり得る。

問54 諸経費は災害等廃棄物処理事業では補助対象外であるので全て補助対象外か。

- 平成31年4月から解体工事、仮置場及び土砂混じりがれきに係る委託業務について、当該委託業務に要する額の15%の範囲内で計上できるものとする。ただし、この基準によりがたいときは、個別協議により算出することができる。
- 委託費等の費目のなかで、諸経費として金額が提示されている場合であっても、内容によっては補助対象とすべき経費(運搬費等の積み上げによる経費)が含まれている可能性が

あるので、対象として申請される場合には、諸経費の内容について確認が出来るよう準備を整えておくようにしていただきたい。

問 55 災害等廃棄物について、民間団体に対して市町村等が補助金を出している場合、当該経費は補助対象となるか。

- 災害等廃棄物処理事業は、市町村が行う災害等廃棄物の処理に対して補助をするものであり、民間団体が行った事業に対して市町村が補助を行っても補助対象とはならない。

問 56 中小企業から排出された災害廃棄物は補助対象となるか。また、中小企業の定義は何か。

- 中小企業（個人商店を含む）から排出された災害廃棄物は、一般家庭等から排出された災害廃棄物となって一体となって集積されている場合もあることから、市町村が生活環境保全上特に必要として処理を行った場合は、補助対象となる。
- なお、中小企業とは、中小企業基本法（昭和 38 年法律第 154 号）第 2 条第 1 項各号の規定による中小企業を言うが、これによりがたい場合には、個別に環境省まで相談いただきたい。

問 57 災害に起因して海岸に漂着した漂着ごみは補助対象か。150m<sup>3</sup> 以上の要件は採択要件になるのか。

- 災害に起因して海岸に漂着した漂着ごみ（海外からのものも含む）の処理については、その処理費が限度額（指定市 800 千円、市町村 400 千円）を満たしていれば補助対象となる。なお、船舶の荷崩れ等による積荷の漂着について、排出者が特定できる場合は、補助対象とならない。

問 58 採択要件である限度額「指定市 800 千円以上、市町村 400 千円以上」の要件は、ごみ処理・し尿処理のそれぞれで金額を超えていなければならないのか。

- ごみ処理とし尿処理を合わせて限度額を超えていれば補助対象となる。

問 59 A 市の施設が被災により運転できない状態になり、A 市で発生した災害廃棄物の処理を B 市へ委託している。B 市の処理費用が A 市の処理費用よりも高いが、そのような場合、B 市での処理費用と A 市での処理費用との差額は補助対象となるか。

- やむを得ない事情がある場合、B 市と A 市との間に生じた処理費用との差額も含めて補助対象となる。なお、災害報告書等を作成する際に、処理量等が重複しないよう留意が必要である。



問 60 被災地から災害等廃棄物を搬出し、処理やりサイクルを行う場合、どのような手続きが必要か。例えば、被災市町村と、受入側の県、市町村、処理業者などとの間で協定締結等が必要か。

- 他市町村へは協定、覚書又は委託契約などが、処理業者へは委託契約が必要である。発災直後は口頭連絡等でやりとりをしていたものであっても、口頭約束のみでは補助対象としては認められず、追って書面での契約等を行いその内容が確認できるよう留意されたい。

問 61 広域連合で廃棄物の処理を行っている場合、要綱上の扱いは一部事務組合と同様と捉えてよいか。

- 差し支えない。
- 災害等廃棄物処理事業を申請できる事業主体は、市町村、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 286 条に規定する一部事務組合、第 291 条の 2 に規定する広域連合、第 281 条に規定する特別区である。その他の特別地方公共団体も申請を否定するものではないが、通常、災害等廃棄物処理事業を実施する事業主体としては考えられないことから、仮に申請を希望するような場合には個別に相談いただきたい。

問 62 A 市が B 市に事業の一部を委託した場合、申請はどちらの市が行い、どちらの単価を使用することとなるのか。

- 申請は、災害により被災をした A 市から行き、A 市は B 市に委託料を支払い、補助金の申請には B 市との間で委託契約等を締結した単価を使用することとなる。
- なお、このような場合、B 市が災害廃棄物ということで条例等の規定により手数料等を免除していたとしても、当該処理に要した経費を B 市から補助申請することはできない（B 市においては被災の事実がないため、災害の採択要件を満たさない）。

問 63 交付申請はごみ処理とし尿処理で分けて申請するのか。

- 両方の事業を合わせて申請する。

問 64 A 市ではし尿処理事業を A 市が、ごみ処理事業を B 一部事務組合がそれぞれ行っているが、補助申請は分けることとなるのか。

- 事業実施主体が異なることから、それぞれ、A 市がし尿処理事業を、B 一部事務組合がごみ処理事業を申請することとなる。この場合、それぞれが補助対象となる限度額（市町村 400 千円、指定市 800 千円）を超えていなければならない。

問 65 液状化による土砂の処理は補助対象か。

- 地震等による液状化現象による土砂の処理は災害廃棄物処理事業の補助対象外である。

(関連事業) 国土交通省 堆積土砂排除事業 など

問 66 一部事務組合において、規約で定めている分担割合と処理の実態が乖離しているが、申請は現在の分担割合で行うのか。

○規約で定めている分担割合がどのような経緯で定められたのかは定かではないが、一部事務組合と構成市町村間において、どこが申請するかも含め適切に判断されたい。

問 67 仮置場付近に捨てられてしまった、災害由来の廃棄物の処理については補助対象か。

○市町村が処理の必要があると判断し、自ら処理をしたものは補助対象となるが、そもそも仮置場付近に投棄されないよう特段の配慮をいただきたい。

問 68 仮置場に運搬前のがれきなどに対し、衛生保持のため薬剤散布を行った場合の薬品費・労務費は補助対象となるか。

○衛生保持や生活環境保全を目的として、災害廃棄物処理の一環として行われる場合は補助対象である。ただし、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号）第 27 条第 2 項及び第 28 条第 2 項の規定に基づいて実施する、災害に伴う感染症発生予防、まんえん防止を目的として行われるねずみ族、昆虫等の駆除のために行う薬剤散布は補助対象外である。

問 69 がれき等を撤去した後に、衛生保持のため薬剤散布を行った場合の薬品費・労務費は補助対象になるか。

○問 68 のとおり、衛生保持や生活環境保全を目的として、災害等廃棄物処理の一環として行われる場合は補助対象であり、例示をすると下記のとおりである。

- ・撤去前の災害等廃棄物が堆積している場所で発生する害虫等の駆除
- ・災害等廃棄物の仮置場で発生する害虫等の駆除
- ・災害等廃棄物の撤去作業の一環として行う、撤去場所の衛生保持のための害虫等の駆除

問 70 業務用冷凍空調機器からのフロン類回収は補助対象か。

○所有者が特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律（平成 13 年法律第 64 号）（フロン回収・破壊法）に基づく回収及び破壊を行うことが基本であるが、生活環境保全上の観点から、市町村が必要に応じて回収・破壊を行った場合は補助対象となる。

○なお、「災害時におけるフロン等対策の推進について」（平成 16 年 7 月 23 日付け環廃対発第 040723002 号、環地保発第 040723002 号廃棄物対策課・環境保全対策課長通知）において、災害時におけるフロン等対策の推進について記載があるので参考いただきたい。

問 71 海岸保全区域内の漂着ごみについても市町村が処理する場合には補助対象か。

○海岸保全区域内の漂着ごみ被害については補助対象外である。

問 72 自然災害により被害を受け使用不可能となった浄化槽について、浄化槽を掘り出した上で処理する場合、補助対象か。

○市町村設置型の浄化槽は廃棄物処理施設災害復旧事業の補助対象であり、災害廃棄物処理事業の対象ではない。なお、個人設置型の浄化槽は、廃棄物処理施設災害復旧事業において補助対象外とされていることから、家屋解体と一体として撤去を行った場合については補助対象となり得る。

問 73 がれき等の一時保管のみを民間事業者へ委託する場合、この委託費用は補助対象か。

○補助対象となりうるが、災害査定時において、なぜ一時保管の必要があったのかその必要性の提示が必要である。

問 74 災害により施設が休止状態となっており、本来その施設で処理する廃棄物を遠方へ運搬して処理する場合、運搬費等の費用については補助対象か。

○災害により施設が被災した場合、広域処理に係る生活ごみ・し尿のかかりまし経費は、補助対象である。

(参照)

災害により滞っている生活ごみ・し尿の処理について（令和元年10月28日事務連絡）

問 75 し尿処理事業の諸経費、事務費は補助対象か。

○原則として補助対象外である。

問 76 「委託業務」とは、例えば、仮置場の整備で工事として発注した場合も「委託」として補助対象か。

○質問の事業内容は補助対象である。

○委託料は、市町村から他の地方公共団体や民間事業者へ委託する経費が含まれるものであり、補助対象か否かはその委託業務の内容により採否を決定することとなる。

○なお、委託業務の内訳に含まれる諸経費は、実地調査要領の規定により補助対象外となる部分もあるので留意が必要となる。

問 77 仮置場の警備員に係る委託料（又は労務費）は補助対象か。

○原則として補助対象外であるが、例えば繁華街等が近く、集積された廃棄物に酔客等が近

づく恐れがあるなど、仮置場の設置状況によって警備員の配置が必要な理由がある場合は対象となり得る。

○なお、仮置場での災害廃棄物の搬入・搬出等に必要な交通誘導員は補助対象となり得る。

問 78 鉄くず等の有価物の売却益の取扱いはどのようにするのか。

○有価物の売却によって利益が生じたものは、災害報告書においては「有価物売却益」として申請額から控除をし、交付申請書や実績報告書においては「寄付金その他の収入額」欄に記載し、事業費から差し引くこととなる。

○なお、災害査定時において、有価物売却益の金額が見込めず、控除額の算出が困難である場合には、交付申請時又は実績報告時において確定額をもって控除することで差し支えない。

○ただし、東日本大震災においては、事務的なミスにより有価物売却益が正しく控除額に計上されていないケースが散見され、後日補助金返還に至った事例もあったことから、災害等廃棄物処理のフローから有価物売却が想定される場合には各種報告書の作成については特段のご留意をいただきたい。

問 79 分別した災害等廃棄物を再生利用するための経費は補助対象か。

○災害等廃棄物を中間処理・再生利用するための経費は補助対象である。例えば、木質系の廃棄物をリサイクルする際、塩分や土砂等の除去のため、再分別や洗浄が必要な場合は補助対象となる。

問 80 移動式の破砕機をリースし、処理事業を行う場合、リース料は補助対象か。

○処理に必要な設備のリース料は補助対象である。

問 81 仮置場の土地購入費は補助対象か。

○土地の購入費は補助対象外である。

問 82 仮置場の造成費は補助対象か。

○近年は災害が激甚化し、発生する災害廃棄物の量も膨大になっている。その処理にあたっては、仮置場の造成が必要となる場合もあることから、補助対象である。なお、仮置場造成にあたっては、敷鉄板や敷砂利等の必要性や適切性を説明できるようにしておくこと。

問 83 仮置場設置にあたっての調査費（土壌調査費等）は補助対象か。

○原則として補助対象外であるが、近年は災害が激甚化し、発生する災害廃棄物の性質も多岐にわたることから、その処理にあたって、仮置場において特に調査費が必要となる場合には個別に相談いただきたい。

問 84 仮置場の原形復旧費は補助対象か。

- 公園等の人が多く立ち入る公共性の高い場所の場合、表層に残ったがれきを除去するために表土をはぎ取り、土入れを行うことは補助対象である。

問 85 仮置場への不法投棄防止・飛散防止のためのフェンスは補助対象か。

- 補助対象である。

問 86 仮置場に収集した災害廃棄物の飛散防止のための経費は補助対象か。

- 補助対象である。

問 87 仮置場の周辺に住家等があり、アスベストが飛散していないか確認するための経費は補助対象か。

- 近年は甚大な被害が生じる災害が発生し、発生する災害廃棄物の性質も多岐にわたることから、その処理にあたって、仮置場において特に必要となる場合には個別に相談いただきたい。

問 88 収集した災害等廃棄物にアスベストや PCB 等の有害物質が含まれていないかを  
確認するための検査費用は補助対象か。

- 通常行われている検査や処理受入先からの要請によって必要な検査は、処理に必要な経費として補助対象である。

問 89 被災した家電リサイクル法対象製品の処理費について、所有者が特定できない  
家電製品を引き取った場合、補助対象か。

- 特定家庭用機器再商品化法（平成 10 年法律第 97 号）（いわゆる家電リサイクル法）第 2 条第 4 項で定める特定家庭用機器（エアコン、テレビ、冷蔵庫、洗濯機）の処理については、「災害時における廃家電の取扱いについて」（平成 13 年 10 月 2 日付け環廃対第 398 号 廃棄物対策課長通知）に基づき適切に処理いただきたい。この場合、市町村が処理を行った場合には、当該経費は補助対象となる。

問 90 自動二輪車、原動機付自転車の処理費は補助対象か。

- 原則として補助対象外であるが、所有者が不明等である場合は、個別に相談されたい。

問 91 津波堆積物の処理は補助対象か。

- 廃棄物を含む津波堆積物であれば補助対象である。

問 92 災害による停電の影響で廃棄せざるを得なくなった食品等については補助対象か。

○停電によって食品が直ちに廃棄物になるとは考えにくいいため、原則として対象外である（本来、所有者において移動等の措置を講じるべき）。

（補助対象とした前例）

- ・地震及び津波により漁港の冷凍倉庫が被災した上、さらに停電をしたことによって、保管していた魚が腐敗し生活環境保全上の支障が生じた事例について、海洋投入処分等を行う経費について補助対象とした事例がある（平成 23 年東日本大震災）

問 93 海中から災害廃棄物を引き上げ、処理をする経費は補助対象か。

○海中に沈んだ廃棄物や海域の漁具等の処理については、当該箇所の管理者が取り組むことが基本である（港湾や漁港の災害復旧事業や漁場のがれき処理に係る漁場復旧対策支援事業などの支援制度がある）。

問 94 災害廃棄物の処理について全体の計画や進捗管理等をコンサルタントに委託する場合、その費用は補助対象か。

○近年は災害が激甚化し、発生する災害廃棄物の量も膨大になっている。その処理にあたっては、市町村担当者のみでの対応は困難となる場合も想定されるから、個別に相談をいただきたい。なお、近年の災害においては、多数の家屋解体を実施する場合において、「被災家屋等解体・撤去管理業務」「被災家屋等解体・撤去現地調査業務」といった専門的な業務に係るコンサルタント業務は補助対象として認めているところ。

問 95 仮設焼却炉にかかる費用は補助対象か。

○近年は災害が激甚化し、発生する災害廃棄物の量も膨大になっている。その処理にあたっては、広域処理のみでは費用が高くなったり処理期間が長くなることも想定されることから、個別に相談をいただきたい。

（補助対象とした例）

平成 23 年東日本大震災

問 96 農地、農業用施設用地や漁港海岸保全区域上の災害廃棄物の処理は補助対象か。

○農地、農業用施設用地や漁港海岸保全区域上の災害廃棄物の処理は管理者が行うのが基本である。

○一方で、農業用ハウス等の倒壊が発生し、これらが長期間放置されると新たな災害等により周辺環境へ支障を及ぼすおそれがあるため、生活環境保全の観点から支障が認められ、市町村がこれらの農業用ハウス等について、一体的に収集（撤去を含む）、運搬及び処分を行う場合、災害廃棄物処理事業の補助対象となる。

(参照)

被災した農業用ハウス等の農林水産関係廃棄物に係る災害廃棄物処理事業について  
(令和2年7月10日事務連絡)

問 97 災害等廃棄物の処理にあたって必要な環境測定は補助対象か。

○環境省災害廃棄物対策指針等に基づき実施された環境測定は、災害廃棄物を適正かつ円滑に処理するために必要な経費として補助対象である。

問 98 自動車購入費の計上方法はどうすればよいか。

○補助対象外である。必要な場合は、自動車借上料として、1日当たりの借上相当額に使用日数を乗じて得た額を計上することとなる。

問 99 廃タイヤの処分費は補助対象か。

○タイヤやバッテリーなど、災害発生以前から不要品であったと思われるものについては補助対象外であるが、地域によっては夏用・冬用タイヤを準備する地域もあり、そのように各家庭で保管しているタイヤ等が流失等した場合には補助対象となり得る。

問 100 豪雨等により上流から流され、河川敷に漂着した流木は補助対象か。

○原則として補助対象外である。  
○なお、河川敷の公園等で、他の補助事業の対象とならず、かつ、市町村が生活環境の保全上必要と判断した場合には補助対象となり得るので、個別に相談願いたい。  
(関連事業) 国土交通省河川復旧事業 など

問 101 地すべりによる災害土砂の処分費は補助対象か。

○原則として補助対象外であるが、廃棄物と土砂が渾然一体(土砂混じりがれき)となり、生活環境保全上の支障がある災害廃棄物と観念できる場合には補助対象になり得る。  
(関連事業) 国土交通省所管地すべり対策事業 など

問 102 災害廃棄物の収集等を手伝ったボランティアに対する報酬や弁当、お茶代は補助対象か。

○補助対象外である。あくまでもボランティアであって、ボランティア活動に対して補助をすることはできない。

問 103 被災した消火器やパソコン等の処分費は補助対象か。

○市町村が生活環境の保全上必要があると認め、自らの事業として処理を行うのであれば、

補助対象である。

問 104 市町村が所有している機械器具の修繕費は補助対象か。

- 定期的に行っている修繕費は補助対象外であるが、災害等廃棄物を処理するに当たって特に必要とした修繕費は補助対象である。

問 105 台風等によりテトラポットに打ち上げられた漂着ごみは補助対象か。

- 原則として補助対象外である。  
(関連事業) 国土交通省又は農林水産省所管災害関連緊急大規模漂着流木等処理対策事業など

問 106 漂流ごみは補助対象か。

- 漂流ごみは補助対象外である。

問 107 海底ごみは補助対象か。

- 海底ごみは補助対象外である。

問 108 土砂災害により大量の土砂が家屋等と渾然一体となり廃棄物となった場合に、早期の復旧を図るため国土交通省所管の道路復旧事業や堆積土砂排除事業などと一体として契約をした場合に補助対象となるのか。

- 補助対象となり得る。ただし、それぞれの復旧事業の要件を満たしている必要がある。

## (2) 廃棄物処理施設災害復旧事業

問 109 廃棄物処理施設災害復旧事業について、施設建設時に補助金の交付を受けずに単費で建設した場合、本事業の交付対象となるのか。

- 補助の対象となる。施設建設時において、補助金を受給しているか否か、他省庁の補助金の交付を受けているか否かは、廃棄物処理施設災害復旧事業における採択要件とは関係ない。

問 110 復旧事業の対象となるものは、施設建設時の補助要綱等に定められているものに限られるのか。

- 施設の稼働に直接必要となるものについては補助対象である。  
○ただし、実地調査要領第三(調査の対象)(2)(3)に調査対象外が掲げられているところである。



問 111 浄化槽（市町村整備推進事業）が補助対象となっているが、その前身である浄化槽（特定生活排水処理事業）は補助対象か。

○補助対象である。

問 112 単費で生活排水処理施設を建設しているが、災害により被災したため復旧事業を行う場合、補助対象となるか。（一般廃棄物処理施設として生活排水処理施設を対象施設としているが、現行の循環型社会形成推進交付金では交付対象とされていない）

○施設の稼働に直接必要となるものについては補助対象である。現行の循環型社会形成推進交付金で交付対象か否かは廃棄物処理施設災害復旧事業の採択要件ではない。

問 113 施設の敷地外の法面が崩落し、施設が被害にあったが、法面の復旧は補助対象か。

○当該崩落により施設に被害を及ぼし、施設の運営に支障が出ている場合、施設の稼働に直接必要となる部分については補助対象である。

問 114 原形復旧ができないため、同等程度の整備を行ったが、補助対象か。

○原形復旧の考え方は問 14 のとおりであるが、原形復旧ができない場合（例えば、元の場所が危険、施設が古く同じ機材が入手困難等）は同等程度の復旧とみなし、補助対象となり得る。

問 115 原形復旧は可能であるが、同等程度の別の機器を導入した方が安価である場合、当該機器は補助対象か。

○原則は原形復旧であるが、原形復旧よりも良い手段があればその手段により行った復旧も対象である。

問 116 復旧事業が当該年度に完了しなかった場合、繰越は可能か。

○年度内に事業が完了しなかった場合には、都道府県を通じ、管轄の財務局に対して、予算の繰越手続きを行うこととなる。やむを得ず年度内に事業が完了せず、繰越せざるを得なくなった場合には、事務手続きの詳細については、環境省までお問い合わせいただきたい。

問 117 復旧事業にあたり、保険が適用になった場合、その費用の取扱いはどうすればよいか。

○保険が適用され、保険金が下りた場合には、その費用は寄付金その他の収入額として控除した上で申請されたい。

問 118 PFI 事業により建設した施設について、災害により被災した場合、補助対象か。

○PFI 事業により建設した施設も補助対象であるが、申請主体が誰になるのかに留意いただきたい。

(参考) PFI 方式の形態別により想定される事業実施主体

方式	形態	施設所有 (申請者)	資金 調達	設計 建設	施設 運営
BOT 方式	民間事業者自ら資金調達を行う、施設を建設 (Build) ・所有し、事業期間にわたり維持管理・運営 (Operate) を行った後、事業終了時点で公共に所有権を移転 (Transfer) する方式	民間	民間	民間	民間
BT0 方式	民間事業者自ら資金調達を行い、施設を建設 (Build) した後、施設の所有権を公共に移転 (Transfer) し、施設の維持管理・運営 (Operate) を民間事業者が事業終了時点まで行っていく方式	公共	民間	民間	民間
B00 方式	民間事業者自ら資金調達を行い、施設を建設 (Build) ・所有 (Own) し、事業期間にわたり維持管理・運営 (Operate) を行った後、事業終了時点で民間事業者が施設を解体・撤去する等の方式	民間	民間	民間	民間
DBO 方式	民間事業者が施設設計 (Design) ・施設を建設 (Build) ・施設の維持管理・運営 (Operate) を行う。公共が資金調達を行い、設計・建設に関与し、施設を所有する。	公共	公共	公共/ 民間	民間

問 119 循環型社会形成推進交付金で整備している最中の施設が被災したが、復旧事業の補助対象か。

○災害復旧事業以外の事業の工事施工中に生じた災害による手戻り工事は、当該工事が竣工して効用を発揮するまでは他の事業の手戻り工事とし、災害復旧事業の対象とはならない。工事施工中とは、工事請負契約書に記載された着工の日から竣工検査の完了までの間をいう。なお、部分竣工して独立した機能のある施設が被災した場合は、災害復旧事業の対象となる。

問 120 補助対象から除外されるものとして、事務所、倉庫、公舎等の施設とあるが、「等」とは何か。

- 廃棄物処理施設の運営等に直接かかわらないものが含まれている。
- なお、いわゆる管理棟の施設運転に必要な部分は廃棄物施設の運営等に直接かかわるため対象である。ただし、休憩室や施設の運営に影響を及ぼさない箇所の蛍光灯などは補助対象外である。

問 121 埋立を終了し廃止に向けた最終処分場（水処理等の管理を継続中）が被災したが、補助対象か。

- 廃止をしていない維持管理中の廃棄物処理施設と考えられるため補助の対象となる。

問 122 取水施設が破損したため、応急対応として別の水源等を確保し、運転を開始したが、水量が足りず、2 炉のうち 1 炉のみを運転再開している。応急対応（配管の敷設等）の経費は応急仮工事費等として補助対象となるのか。

- 負担法の対象となっている事業では、いわゆる応急工事として補助対象となっている場合がある。これによると、応急工事は原則として管理者の負担において施工すべきものであるが、主務大臣が特別の事情があると認める場合は補助対象となり得るとされている。
- 環境省の災害復旧事業もこれに準じて考えると、応急工事を実施しないと地域の廃棄物処理が滞るなどの具体的な支障が生じること、1 炉運転では地域から発生する廃棄物を処理できず生活環境保全上重大な支障が生じること、応急工事は今後復旧を予定している取水施設の竣工を待つ猶予がないのか、などの必要性を説明できることが必要になる。
- また、応急仮工事は本工事の完了に伴い撤去され、工事の実態が確認できないため、入念な写真記録を残すことが必要である。

問 123 復旧事業の実施にあたって必要な設計費は補助対象か。

- 原則として補助対象外である。原型復旧が困難で、そのような経費が必要な場合は個別にご相談いただきたい。

問 124 落雷により廃棄物処理施設の設備が被災したが、復旧事業の対象になるか。また、どのような資料等を用意すればよいか。

- 落雷は、異常な天然現象のひとつであり、廃棄物処理施設災害復旧事業の対象となる。
- 落雷の場合、通常の災害とは違い、落雷により制御装置や通信機器等が被災を受けることから、目視での確認は不十分となる。従って、被災があったこと証明する資料や、施設の被害状況等の資料をわかりやすく整理する必要がある。
- 災害の事実を確認するための資料の例示は以下のとおり。

(1) 落雷で施設が被災したことを証明する資料

- ・ 地方気象台の雷に対する注意報・警報等発令状況の資料（気象台は落雷についての目視の情報は提供してくれるが、落雷証明に類するものは提供していない）
- ・ 民間気象会社による落雷証明書（ただし、証明書の発行は有料であることが多い）
- ・ 被災地域住民等の落雷確認の資料
- ・ 落雷・雷に関する新聞記事等
- ・ 落雷地点の写真等

(2) 施設の被災状況説明資料

- ・ プリントアウトデータ資料（欠測・異常値の説明用。落雷時刻が推定できる）
- ・ 雷の想定進入ルート等を写真等で整理
- ・ 部品の被災状況の写真及び説明資料

問 125 破損した設備の部品交換に伴う機器のオーバーホールは補助対象か。

- 原形復旧が不経済（例えば、部品がすでに生産中止、オーバーホールした方が安価など）の場合は補助対象となり得る。

問 126 破損した設備の部品交換に際して機能アップをすることは補助対象か。

- 災害復旧の原則は原形復旧であるため、機能をアップすることは補助対象外である。ただし、代替部品がそれしかない場合等は補助対象となり得る。

問 127 施設場内の街路灯の復旧は補助対象か。

- 施設の稼働に直接必要がないことから補助対象外である。

問 128 取壊しを含む原形復旧は補助対象か。

- それを行わなければ原形復旧が望めないものについては補助対象である。

問 129 エレベータの復旧は補助対象か。

- 事業実施に直接必要な部分のみ補助対象である。

問 130 工事雑費は補助対象か。

- 原則として補助対象外である。中身が諸経費である場合は、諸経費の算定の中にも含める。